

# にっしん 幸せ まちづくり スラン



第2次 白鷺市地域福祉計画  
第4次 白鷺市地域福祉活動計画



白鷺市、社会福祉法人白鷺市社会福祉協議会



## 一はじめに一

日頃から、本市の地域福祉に温かいご支援を賜り、誠にありがとうございます。平成17年に「日進市地域福祉計画」を策定してから、10年の計画期間が経ちました。この間、「ぶらっとホーム」や「ほっとカフェ」など、地域に親しまれる「つどいの場」が開設され、入居のふれあいが盛んになり、多くの方々に支援に心から感謝申し上げる次第があります。

このための『第2次地域福祉計画』では、計画策定委員会等での議論や市民の皆様からお寄せいただいた貴重なご意見を基に、地域で助け合う協議組織の構築や生活困難者の支援など新たな課題解決に向けて、より柔軟に対応できるよう、市社会福祉協議会と一歩となって計画を策定しました。

基本理念「できることからはじめよう！思いやり・助け合い、にっしん幸せまちづくり」を合言葉に、市民の皆様が生涯にわたって、心息ともに健康で充実した人生を送れるよう、地域福祉を拡充してまいります。

本市は今年1月に独自の政策宣言「誰やかにっしん宣言」を行いました。今後も、地域のつどいの場をきっかけに、地域福祉の理念が広がり、助け合う社会を築いていくよう、皆様の一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

平成27年3月

日進市長 石野 幸三

市民の皆様をはじめ、関係各位におかれましては、平素から社会福祉の向上のためにご尽力を賜り厚く感謝申し上げます。

「日進市地域福祉活動計画」は、これまでに3次の改訂を行い、本会も計画に基づく地域福祉の推進に努めてまいりました。このたび、第4次計画では、これまでの成果や新たな地域福祉の課題について、市民を構成する会議をはじめ、多くの方々とともに話し合い、具体的な役割と重点事業にまとめることができました。また、地域福祉計画とのより一歩的な活動推進を図るために、市と協働して策定をいたしました。

この計画の実現に向けて、市民の皆様と地域福祉に関わる皆様な団体との連携を推進し、地域全体が一歩となって日常生活における不安や課題の解決を図ることができるよう、できることから「幸せまちづくり」をめざす事業を進めてまいりたいと考えています。本会も「あなたのほっとパートナー」の組織理念のもとに、いのちのつどいの福祉のまちづくりを推進していきます。

結びに、大変貴重なご意見やご提言をいただきました皆様は、心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

日進市社会福祉協議会長 田中 八穂

# にっしん幸せまちづくりプラン 目次

## 第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的	1
(1) 地域社会の変化と求められる新しい支え合いのまちづくり	
(2) 地域福祉計画	
(3) 地域福祉活動計画	
2 計画の性格	4
(1) 計画の根拠	
(2) 各計画の一体的な策定と役割	
(3) 地域社会における「互助」の重要性	
(4) 実施主体の分類と役割	
(5) 地域戦略の設定	
(6) 市の他計画との関係と位置づけ	
(7) 計画の期間	
3 計画の策定体制	13
4 名称「にっしん幸せまちづくりプラン」について	15

## 第2章 現状と課題

1 全国の地域福祉における現状と課題	17
2 本市の地域福祉における現状	19
(1) 過人口及び世帯数の推移	
(2) 消費総額及び民生費の推移	
(3) 市内の社会資源	
3 第1次計画の成果と本市の課題	25
(1) 福祉コミュニティ意識醸成とわたしのまちの好聚会の結果から	
(2) 前計画の振り返りから	
(3) ふれあい区構想と地域包括ケアシステム	

## 第3章 地域福祉計画

1 基本理念	39
2 施策体系	40
3 基本目標・基本施策	41
目標1. 地域福祉活動を拡充しよう	41
(1) 地域の困りごとの相談や情報提供の充実	
(2) 社協の体利の強化	

(3) 防災・防災と福祉を一体化した地域活動の推進	
<b>目標2. 地域福祉活動を支援しよう！</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>48</b>
(1) 活動の人材育成の推進	
(2) 地域福祉活動の拠点づくりの推進と支援	
(3) 地域福祉団体・事業者による活動の支援	
<b>目標3. 地域福祉活動をつなぎ、大きな力に育てよう！</b> ・・・・・・・・	<b>54</b>
(1) 若い世代もつなぎ、地域で何のこともを解決するための連絡と仕組みづくり	
(2) 市民交流活動の推進と活動への参加促進	
(3) 福祉に関する理解を広げる福祉活動の推進	

## 第4章 地域福祉活動計画

<b>1 基本的な考え方</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>51</b>
(1) 「地域福祉計画」の基本理念・基本目標を共有した実行計画	
(2) 具体的な活動を明確にし、重点事業化	
<b>2 活動計画における「5つの重点事業」</b> ・・・・・・・・	<b>51</b>
【重点事業1】市内すべての地域をつなぐ横断縦断の設置と活動の拡充・・・・・・・・	<b>51</b>
(1) 支援体制の構築 ～他市の取り組みを参考します～	
(2) わたしの問題はわたしたちの問題 ～他市の課題を共有します～	
(3) 活動組織の設置 ～他市に学んだ組織形態を設置します～	
(4) みんなで活動 ～他市の協働体制の導入を支援します～	
(5) 広がる連携 ～市を越えた地域のネットワークを構築します～	
【重点事業2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援・・・・・・・・	<b>67</b>
(1) 相談設置 ～相談窓口の設置とネットワークの強化～	
(2) 駆け付け支援 ～当事者理解に向けた支援活動～	
(3) 交流活動 ～当事者活動の支援～	
(4) 個別支援 ～社会参加に向けた支援の提供～	
【重点事業3】協働による地域の見守り支援体制の充実・・・・・・・・	<b>72</b>
(1) 支っなげづくり ～人材育成を推進します～	
(2) 協働体制 ～見守り活動を創出し、理解を届けます～	
(3) 見守り隊作り ～見守り活動を広げていきます～	
(4) 多様な連携 ～活動分野を超えた連絡会や交流を実施します～	
(5) 活動連携 ～市民活動の支援は他の連携を強化します～	
【重点事業4】地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の再編・・・・・・・・	<b>78</b>
(1) 人材データベース ～他市の人材を紹介～	
(2) 資金データベース ～助成金等の情報を共有～	

- (2) 空家データベース ～空家等での拠点づくりを支援～
- ◎ (4) 移動支援体制の充実 ～福祉有償運送やボランティア輸送の育成～
  - 【重点事業5】「つどいの場」の開設支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
- ◎ (1) 出会いの場づくり ～「つどいの場」の開設を支援します～
  - (2) まなひの場づくり ～地域課題を共有します～（再掲）
  - (3) 協働の場づくり ～地域に応じた協働組織を創出します～（再掲）
  - (4) 協働の場づくり ～地域の協働組織の運営を支援します～（再掲）
  - (5) 継続の場づくり ～運営が継続されるよう支援します～

## 第5章 計画の推進

1	今後の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
	(1) 聴取ネットワーク（主に小中学校区）の役割	
	(2) 協働ネットワークの役割	
	(3) 行政専門ネットワークの役割	
2	計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
3	評価指標と目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93

## 資料編

1	計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
	(1) 日進市わたしのまろのしあわせづくり委員会の既述日程	
	(2) 日進市わたしのまろのサポーター会議の開催日程	
	(3) プロジェクト会議(行政検討会議)の開催日程	
2	計画策定委員会等設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
	(1) 日進市わたしのまろのしあわせづくり委員会議置要綱	
	(2) 日進市わたしのまろのサポーター会議設置要綱	
3	計画策定にご協力いただいた委員等・・・・・・・・・・・・・・・・	105
	(1) 日進市わたしのまろのしあわせづくり委員会	
	(2) 日進市わたしのまろのサポーター会議	
	(3) プロジェクト会議(行政検討会議)	
4	計画策定に係る市民からの意見聴取・・・・・・・・・・・・・・・・	108
	(1) 日進市福祉コミュニティ懇話会	
	(2) わたしのまろの座談会	
	(3) パブリックコメント	
5	地域福祉に関わる本市の各種データ・・・・・・・・・・・・・・・・	109
6	日進市地域社会資源一覧地図(小中学校区)・・・・・・・・・・	114

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と目的

### (1) 地域社会の変化と求められる新しい支え合いのまちづくり

脱会、地方から都市部への人口集中や就労形態の多様化、高齢化や核家族化など、生活状況の変化によって、地域をつなげるが薄れ、お互いが助け合うといった地域の相互扶助(地域福祉)の機能が失われつつあります。

さらに、少子化高齢化が進み人口減少社会が到来した社会状況の中で、子どもを産み込んだ事件や虐待、高齢者や障害のある人をめらった悪質な虐待の発生、自殺やひきこもり、家庭内暴力の増加など、日常生活における福祉課題も顕著な増加しています。

また、高齢化社会における地域のニーズとして、被介護者等以外の高齢者、障害者、児童等がともにつとめるまちづくりが求められていることや、介護保険の増費用が急速に増大していることなどから、介護保険法(平成12年4月施行)の一部改正によって介護予防・日常生活支援総合事業の見直しが行われ、これまで以上に介護保険給付以外のサービスの活用や地域の見守り・支え合いの取り組みを定める必要性が出てきています。

こうした状況の中で、地域で助け合いが実現して暮らし続けられるようにしていくためには、これまでもような行政による画一的なサービスで対応することが難しくなっています。そのため、地域の相互扶助(地域福祉)の機能を再構築し、地域における見守り活動を広げるボランティア活動など、地域において民間可能な支援に取り組みしていくことが求められています。

津市は、全国的に人口減少が進む中で、人口が増加していますが、新興住宅街と旧来からの集落が混在しており、市民の意識や高齢化率など、地域によって大きく違いが見られる状況にあります。また、近い将来には、全国的な状況と同様に、急激に少子化高齢化が進むことも予測されています。

そこで、津市においては、地域で助け合いが実現して暮らし続けられるよう、

---

「わたしたちのまち」において新しい働き合いが行われるまちづくりが求められ、特に区々の生活範囲において行われる様々な活動は、地域社会のつながりを深めていく上で、市民の役割が再認識され、重要視されています。

そうした中、本市では、平成17年に第1次地域福祉計画を策定し、関係者を中心に様々な取り組みが進められてきました。社会状況の急化に促しても種々多岐化した地域課題に対応していくため、行政の福祉サービス以外の支援が地域に応じて行われるなど、市民による新たな取り組みが生まれ、一定の成果があげられています。

この度、第2次地域福祉計画を決定していく上で、これまでの市民における福祉意識の向上や地域における取り組みなどを基盤とし、市民活動をはじめ、行政、地域福祉の推進を目的とする団体である社会福祉協議会や社会財団である社会福祉事業団等による多層的な支援体制（＝地域包括ケアシステム）を構築していくことなど、様々な施策によって、地域福祉のさらなる発展を期しています。

## （1）地域福祉計画

平成12年5月に、新しい社会福祉の考え方に基づいた地域福祉の推進を定めるため、従来の社会福祉事業法（昭和26年6月施行）が大半的に見直し、「社会福祉法」として改正されました。この改正により「地域福祉の推進」が位置づけられ、「山形市地域福祉計画」の策定が規定されました。

本市では、社会福祉法の理念に基づき、平成17年に「山形市地域福祉計画（計画期間：平成17年度～平成26年度）」（以下「第1次計画」という。）を策定し、様々な取り組みが進められています。

また、地域福祉計画については、平成19年の厚生労働省告示により、計画に盛り込むべき項目に「要援護者支援」が追加され、これにより日頃から要援護者の資格を把握し、民生委員児童委員等と連携共有を図ることで、要援護者が安心して地域で生活できるようにすることが求められています。

さらに、平成27年度に施行される生活困窮者自立支援法により、生活困窮

---

この「自立支援」についても計画に盛り込むこととされており、新たな施策等の実施への対応も求められています。

### (2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が市民に対して実施する地域福祉に関する長期的な進捗を定める計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の促進を図ることを目的とするほか」として位置づけられています。

目黒市社会福祉協議会(以下「社協」といふ。)は、昭和61年2月に社会福祉法人格を取得して以来、市民や各種福祉団体等の理解と協力によって運営されており、本市の在宅福祉や地域福祉の中核的な団体として活動を展開しています。

社協の計画としては、平成10年4月に「ふれあいネットワークプラン21」を策定し、平成18年3月に「目黒しあわせプラン(第1次目黒市地域福祉活動計画)」を策定しています。平成20年度に第2次活動計画として見直しを行い、平成23年に第3次の活動計画を策定しています。

これまでの活動計画は、地域福祉において社協が積極的な役割を果たす活動目標として、計画に基づいた各種事業が実施されてきました。

今後は社会福祉法の主旨から、市全体の地域福祉を推進する中心的な役割を社協が担っていくことになるため、市民が身近な地域の福祉課題を発見し、必要な社会資源を生かして自ら課題解決に向けた取り組みが進められるよう、社協において、より活かなる地域福祉活動の展開と支援が求められています。



---

## 2 計画の性格

### (1) 計画の根拠

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」と活動11の条に規定する社協の「地域福祉活動計画」を一体的に両立するものである。

### (2) 各計画の一体的な策定と役割

これまで、市と社協が別々に「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を策定してきましたが、それぞれの役割があいまいな状況となり、地域福祉を推進する上で弊害のひとつとなっていました。

各計画は地域福祉の推進を目的とし、密接に関連していることから、めざすべき方向を合わせ、行政と社協のそれぞれの役割を明確にした上で、一体的に取り組むことが必要と考え、今回から協働で計画を策定していきます。

本計画は、「地域福祉計画」を基本計画(方針部分)とし、「地域福祉活動計画」を実施計画(活動部分)として、それぞれの役割を担うものとしています。また、行政の画一的な支援(公助)では不足したり、充分に対応できないサービスを、地域のか(共)で支援していくことをめざしていきます。さらに、地域における市民自らの取組(自助)を尊重し、地域福祉を推進するための指針となる計画をめざすとともに、関連する福祉分野の個別計画の基本理念や地域福祉推進の目的の施行や取組も、総合的に包括していく計画となります。

● 地域福祉の補完性 ●

個人でできることは自ら行う、  
地域でできることは地域で行う、  
行政でできることは行政が行う。 } 市民主体の自治の推進



**自助**：他の人に頼らず、自らの収入等において、自らの生活を支え、自らの健康を維持していくこと

**共助**：地域社会における相互扶助（隣近所や友人、知人とお互いに助け合う）やNPO、ボランティア、社会福祉法人などによる支え合いのこと

**公助**：福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づく、公的な支援やサービス提供のこと

(1) 地域社会における「互助」の重要性

これまでは、自助、共助及び公助の組み合わせによって、地域社会を支えるとの認識が一般的でしたが、社会構造の急激な変化や、核家族化の進展に伴い独居者が増加すると見込まれる中で、「共助」の中にも社会制度のような制度化された相互扶助に対して、近隣の助け合いやボランティア等の相互扶助については「互助」として、地域での世代間を越えた人々との間の「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」の重要性が認められています。

本計画書においては、どちらも「共助」として記載していますが、「互助」という概念については、あくまで個人の自発的意思によって他を思う気持ちの発露として行われるものである。さらに、地域コミュニティのつながり、絆の

両構成員向けにも重要な役割を果たすものとし、今後対応を講ずることが必要になると考えています。

#### (4) 実施主体の分類と役割

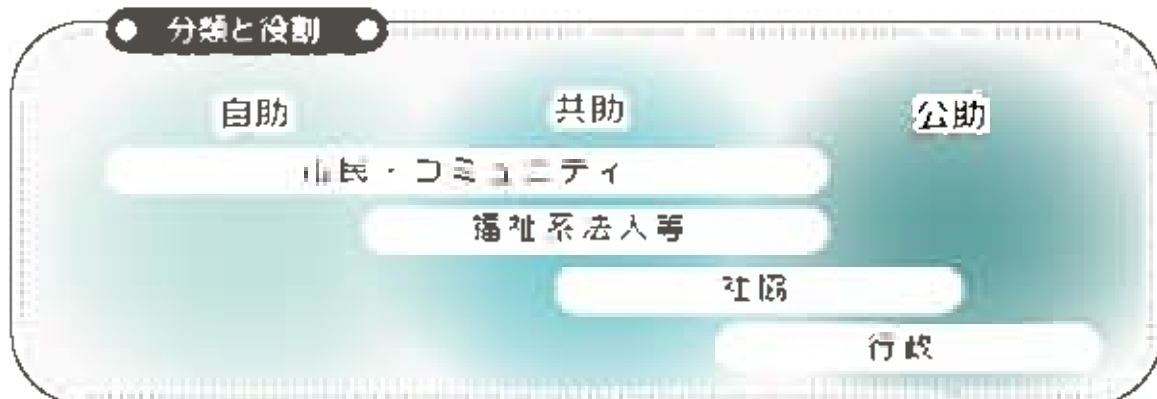
本計画では、本市の自治の基本事項を定めた日達市自治基本条例第3条に定義されている「市民」と「コミュニティ」のうち、活動する主体の性格とその活動内容がわかりやすく表現するために、地域において福祉活動を行うことを目的とする団体などである「福祉系法人等」並びに、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であることが法的に位置づけられている「村園」そして「行政」の分類で整理しています。

※福祉系法人等：福祉事業者、NPO法人、館等をいいます。

#### 日達市自治基本条例第3条（定義） 抜粋

- (1) 市民 市内に居住する者又は市内で学ぶ者、働く者、事業を営むもの若しくは活動を行うもの等をいいます。
- (2) 協働 共通の目的を持つものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完し、及び協力することにより、課題解決を図ることをいいます。
- (3) コミュニティ 住民自治継続等地域の課題を自ら解決することを目的とする集居又はNPO等の活動内容若しくはテーマを主なつながりとする集団をいいます。
- (4) 市民自治活動 市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。

#### ● 分類と役割 ●



## (5) 地域範囲の設定

「地域」と一口で言っても、人によってイメージする規模や捉え方は様々です。自分の家から向こう3軒可隣くらいと考える人もいれば、区・自治会や市の区画の範囲と考えている人もいますが、それらはすべて「地域」であることには変わりはありません。

「地域」とは、そこに住む人の居住環境や交友関係、移動手段の有無などによって様々であるため、「地域」の課題と言っても、その範囲によって課題解決に必要なことは異なります。

本計画では、「地域」の範囲のあり方を整理する中で、市民自治組織の活性化に向けた支援を重要な課題として考え、地域を次の3つの階層に分けて、考えています。

### ● 地域範囲の階層イメージ



＜第1層＞区及び自治会  
(19区と35自治会)

自治会を内包する区、自治会と区  
の連携も地域性があります。

＜第2層＞小学校区(9学区)

区内に存在する各種団体が連携し、  
地域課題に 대응していくことが  
可能です。

＜第3層＞日進市全域

公的な制度サービス(介護保険等)  
や市の福祉サービスを、適切な形  
で受けることが可能です。

### ＜第1層＞区及び自治会

生活の場と考えられる範囲として、身近な自治組織の「区・自治会」があります。ここでは、日常生活の困りごとが地域の住民間で共有ができて、困って

いる人の顔が見え、自いを交え合える機会と参え共す。

生活の場の中であけあけをしている即近隣の人や民生委員児童委員、ボランティア、老人クラブ、子ども会など、地域に基ついた人たちを中心として、市民が困ったときには、できることから互いに支え合えるようなつながりを築くことが大切です。

#### ＜第2層＞小中学校区

「小中学校区」には、小中学校地域が拠点として、家庭教育推進委員会や防災訓練連絡会など町区内連絡組織がいくつもあり、そこにはP・I・Aなどの若い世代が中心となって活動している団体も参加しています。第1層では解決できないような地域課題に対して、若い世代の協力を得ながら、互いの区や自治会を支援し合い、既存組織と連携し、課題に前してつながりも広がっていくことが考えられます。

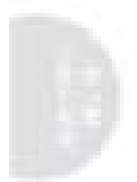
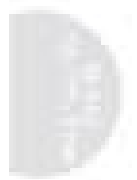
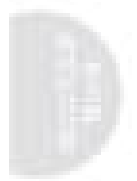
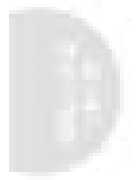
また、本市の特色として小中学校区の境界線が区・自治会の境界線と異なる特徴がありますが、地域福祉においては、市民の自主的な活動を推進し、それぞれの取り組みも選択できるようなゆるやかな境界と考え、互いの取り組みのよいところを積極的に生かすといった視点もあると考えています。

#### ＜第3層＞市全体

第2層を取りまとめた、全市的な活動を行う場として、「市全体」があります。市には、数多くの市民会や協議会が存在しているため、分野ごとの連携を共有し、協働関係を築くことで、社会課題の解決や虐待などの凶悪事例への対応が促進されると考えています。

### （5）市の他計画との関連と位置づけ

本計画は、「日進市総合計画」を上位計画とし、「にっしん高齢者ゆめプラン」「障害者基本計画」「次世代育成支援計画」「いきいき健康プランにっしん会」など、市の保健福祉分野の計画をはじめ、「新青振興基本計画」「男女平等推進プラン」などを両断的につなぎ、地域福祉に関連する施策・事業の総合的な推進が図れるように規定しています。



### 第5次日進市総合計画

**稲栄都市像** 【いつまでも暮らしやすい みどりの住環境都市】

- 基本目標**
1. 子育て・高齢者を支えるまちづくり
  2. 安全・安心で、自然と共生した暮らしの実現
  3. 快適で利便性の高い持続可能な都市づくり
  4. 暮らしを支える産業の振興
  5. 次代を担う人を育み、生涯学び続けられる環境づくり
  6. 市民自覚力と行政経営力の向上

### 第2次日進市地域福祉計画

【理念・方向性】

- ・市民生活の豊かさを支える
- ・市民生活の豊かさを支える
- ・地域福祉の発展を促す
- ・地域福祉の発展を促す
- ・地域福祉の発展を促す
- ・福祉サービスの利便性向上

- そのほか実施行政計画
- にっしん高齢者ゆめプラン
  - 障害者基本計画・障害福祉計画
  - 次世代育成支援計画
  - 子ども・子育て支援事業計画
  - いさいさ健康プランにっしん21
  - 教育振興基本計画
  - 男女平等推進プラン
  - 生涯学習4Wプラン
  - 環境基本計画
  - 食育推進計画
  - 認知症対策計画
  - 都市マスタープラン など

一体的な策定

日進市社会福祉協議会

### 第4次日進市地域福祉活動計画

【具体的な取組み】

## ④第5次日進市総合計画における位置づけ

平成23年度～平成32年暦を計画期間とする「第5次日進市総合計画」では、「いつ種でも暮らしやすい みどりの住環境都市」を将来都市像として定めています。また、6つある基本目標の一つに「子育て・健康長寿を支えるまちづくり」を掲げており、その中に「地域福祉」が位置づけられています。

本市は、若い世代が多く住む地域と高齢化が進む地域が混在し、その地域の実情に見合った地域福祉を進めていくことが望まれています。さらに、新たな課題である生活圏形成については、生活圏支援として、生活支援や就労支援を含んだ総合的な支援の取り組みが必要です。

「地域福祉」の施策がめざす将来の姿

- 市民一人ひとりがお互いの暮らしを尊重し、支えあえる地域に変わっています。
- だれもが安心して暮らし続けられる地域になっています。

## ⑤第5期にっしん高齢者協会のプラン(日進市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)(平成24年度～平成26年度)(第6期平成27年度～平成29年度)

老人福祉法及び介護保険法を根拠とし、主に高齢者福祉に関する市の方針等を定めた計画です。

本計画での主な関連施策・・・「地域交流あい体制づくりの促進」等

## ⑥第2次日進市障害者基本計画(平成21年度～平成30年度)

障害者基本法を根拠とし、主に障害者福祉に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「障害に対する理解促進とまちづくりや市民への参加促進」等

②第3期日進市障害福祉計画(平成24年度～平成26年度)(第4期:平成27年度～平成29年度)

障害者総合支援法を根拠とし、主に障害福祉サービスに関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「地域生活支援事業」の一部

③日進市次世代育成支援計画(平成17年度～平成26年度)

(子ども・子育て支援事業計画:平成27年度～平成30年度)

次世代育成支援対策推進法を根拠とし、主に児童福祉に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり」等

④第2次日進市健康プラン(平成26年度～平成35年度)

健康増進法を根拠とし、主に保健・医療づくりに関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「みんなで交わる健康づくり」等

⑤教育振興基本計画(平成25年度～平成32年度)

教育基本法を根拠とし、主に生涯教育、学習支援、生涯学習に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「安全で安心して学ぶことができる取組環境の整備」等

⑥男女平等推進プラン(平成23年度～平成32年度)

日進市男女平等推進条例を根拠とし、主に男女平等推進やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に関する計画です。

本計画での「主な関連施策」・・・「地域活動の場における男女平等を推進」等



---

☆生涯学習まちづくりプラン(平成24年度～平成28年度)

主に生涯学習に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「多様な生涯学習の場・機会の提供」等

☆環境基本計画(平成15年度～平成35年度)

国土市環境まちづくり基本条例を根拠とし、主に生活系や自然環境・生活環境に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「コミュニティ」等

☆食料・食生活推進計画(平成26年度～平成30年度)

食料基本法を根拠とし、主に食生活に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「食を軸じて豊か(食)なまちを創ります」等

☆防災防災計画

災害対策基本法を根拠とし、主に各種災害時の防災対策に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「災害被害軽減のための安全対策に関する計画」

等

☆都市マスタープラン(平成23年度～平成32年度)

都市計画法を根拠とする、まちづくりに関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「『にぎわい』と『あそび』を生み出す新たな『都市環境』の形成」等

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度～平成36年度の10年間とし、5年目の平成32年度には中期見直しを行います。

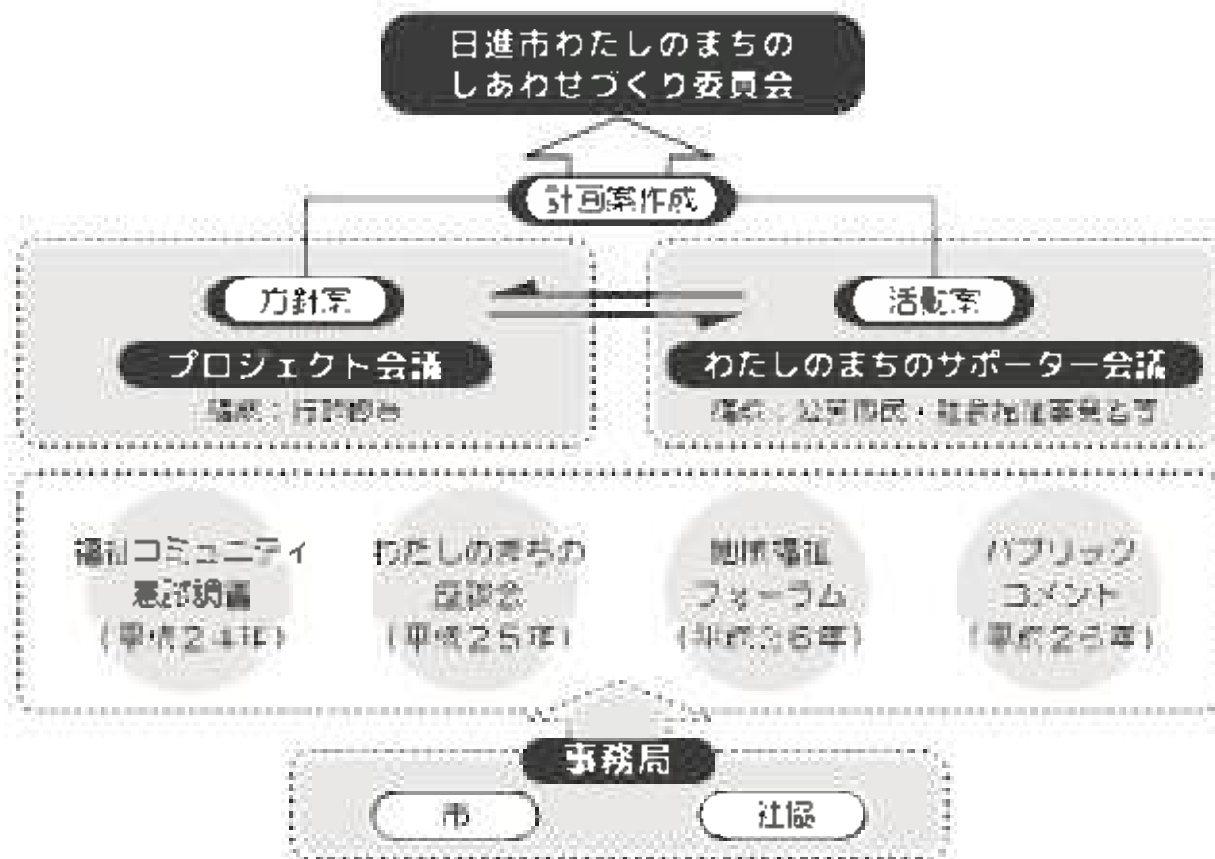
ただし、社会状況や本計画の進捗に合わせ、必要に応じて見直しを実施します。

---

### 3 計画の策定体制

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、市民との協働が重要であり、本市では、次のような体制・手法を採用し、市と社協とが連携・協働して策定しました。

計画策定にあたっては、地域福祉計画と地域福祉活動計画の2つの計画を一元的な内容としていくため、懇談会や座談会を市と社協が協働で行い、計画策定委員会についても一元化しています。



#### ■計画策定委員会

地域福祉に関わる様々な分野からの意見を計画に反映するため、学識経験者、教員関係者、社会福祉関係者、ボランティア団体、公務員等による委員で構成する「日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会」を設置し、計画に対するご意見を伺いました。

---

#### ■プロジェクト会議

地域福祉に関連する他計画との整合を図るため、行政職員による委員で構成する「プロジェクト会議」を開催し、本計画の方針案について検討しました。

#### ■サポーター会議

公募市民や社会福祉事業者等による委員で構成する「サポーター会議」を開催し、並行して開催される「プロジェクト会議」と情報共有を図りながら、地域の課題を課題・協議し、行動計画としての活動案を策定しました。

#### ■福祉コミュニティ意識調査

この調査は、市民が安心して住み続けることができる地域にするために、地域における助け合いや福祉活動、周辺の居住環境の定態を明らかにし、どのような施設や行政サービスが求められるのかを診断することを目的とし、愛知学院大学政策科学研究所が市と社協の協力のちとに実施しました。

#### ■地域座談会

市民自らが地域の課題や特性を明確にし、各課題について緊急度と重要度という視点で優先順位を話し合う場として、「日進市つたしのまらの座談会」を各小学校区の地区で開催しました。

#### ■パブリックコメント

委員会からのご意見を反映した計画の案について、市民からの意見聴取のためにパブリックコメントを実施しました。

#### ■地域福祉フォーラム

地域福祉の理解を広げることを目指して毎年開催されてきましたが、平成26年度においては、本計画の策定に向けたキックオフイベントとして開催しました。

## ④ 名称「にっしん幸せまちづくりプラン」について

本計画は、「地域福祉」という市民の日常生活における生活体験に関わる内容の計画書です。日常生活において、日々の暮らしや様々な市民活動を行って行く中で、市では「地域福祉」を意識している人は多くはないと思います。しかしながら、日々の暮らしや日々の市民活動が基盤として地域福祉につながっているということ、そして、だれもが少しづつでも「地域福祉」の視点を持ってもらうため、さらに、広く市民に既しまれ、愛着を促していただけようとするため、本計画の名称を「にっしん幸せまちづくりプラン」としました。

---

---

## 第2章

## 現状と課題

### 1 全国の地域福祉における現状と課題

我が国の人口は2004年をピークに徐々に減少しており、2050年には9,000万人を割り込み、高齢化率は40%を超えることが推計されています。

また、少子高齢化が一層進行する2060年には1人の高齢者を1.3人で支える社会状態になると想定されています。

その中で現在、全国における地域福祉に係る課題として計次のようなものがあります。

#### <孤立死>

孤立死に長期間発見されない孤立死が各地で発生し、社会問題化しています。単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、訪問看護などの単身者の増加等の対応が求められています。そのため、単身者や高齢者世帯等の地域からの孤立の防止が求められています。

#### <徘徊・行方不明>

認知症高齢者等が徘徊し、行方不明や死亡に至るケースがみられます。地域の理解不足などもあり、発見から救済に時間がかかることが原因の一つと考えられます。そのため、地域の住民による認知症の理解と早期発見が求められています。

#### <高齢者の被害の虐待>

市町村等が対応する虐待者や被害者に対する虐待相談・通報体制が整えていけません。一方で被害者自ら訴えることは少なく、また、虐待されている自覚がない方も少なくないとも言われています。そのため、孤立している介護世帯等の早期発見と対応が求められています。

### <児童虐待>

児童福祉所の児童虐待に関する相談案件は増えていますが、過去、表面化した児童虐待の死亡例のうち、心中以外の虐待死において3歳以下の子どもが全体の約7割を占めています。そのため、子育てへの心理的負担を軽減するための支援が必要とされています。

### <障害者の地域移行等>

現在、福祉施設から自宅やグループホームなどへの地域移行が進められています。また、障害者福祉政策的な社会や障害者福祉政策が進行してきましたが、地域における障害者への理解はまだ充分とは言えません。そのため、地域の手助けづくりが進められています。

### <高齢者ケア>

高齢者ケアについては20～30年代に比べ、一方で、高齢においては中高年層も高齢の傾向が顕著で、特に一人暮らしの高齢者が増加傾向にあります。また、夜間の自覚のない人も多く、高齢者支援センター等に頼らない高齢者や障害者の存在が考えられます。そのため、思わぬ種別や、生活変化を察知できるように情報収集が進められています。

### <災害時対応支援>

大規模災害(地震・樹木倒壊等)では、多くの高齢者等が被災となる可能性が懸念されています。そのため、高齢者、障害者、外国人等の災害時対応支援の必要性を認識し、災害時に力を発揮する日常的なつながりや支え合いが進められています。

出典：厚生労働省行政資料より

## 本市の地域福祉における現状

### (1) 総人口及び世帯数の推移

本市の総人口は増加を続けており、平成26年の人口は86,099人、世帯数は33,778世帯となりました。



資料：住民基本台帳人口（毎年4月1日現在、平成24年度までは外国人を除外人口含む）

また、本市の総人口における65歳以上の割合は、平成27年度以降19.5%前後で落ち着いていますが、75歳以上の割合は上昇し、平成37年には11.6%と平成17年当時の水準に近づくことが予測されています。

（その他、地域福祉に関する各種データは資料編をご覧ください。）



## (7) 決算総額及び民生費の推移

本市の決算総額における社会保障経費である民生費については、平成20年度に社会保障制度改革に伴う減少がみられますが、概して年々増加傾向にあります。

現状のままでは、障害福祉サービスや介護保険サービス等の事業費が大規模に増加していくことが予測され、今後社会保障状況の変化等によるさらなる社会保障費の増大が見込まれるため、より効率的かつ効果的な施策が実施されるよう、取組の進捗や見直しや経費等がまとめられています。



## (1) 市内の社会資源

本市における社会資源を日進市地域社会資源一覧地区と日進市世代別・小字別地域社会資源配布図に示します。小字別地域毎の特徴をみることもできます。

## 【日進市地域社会資源一覧地図】

日進市における地域社会資源を小決地区ごとにまとめ、地図の上で整理します。

伊月岡、妙吉祥寺、開運ごとも同。

小学校、中学校、高等学校、大学。

福祉会館・福祉センター。

にぎわい交流館。

保健センター。

子育て支援センター。

児童発達センター。

地域包括支援センター。

教習支援センター。

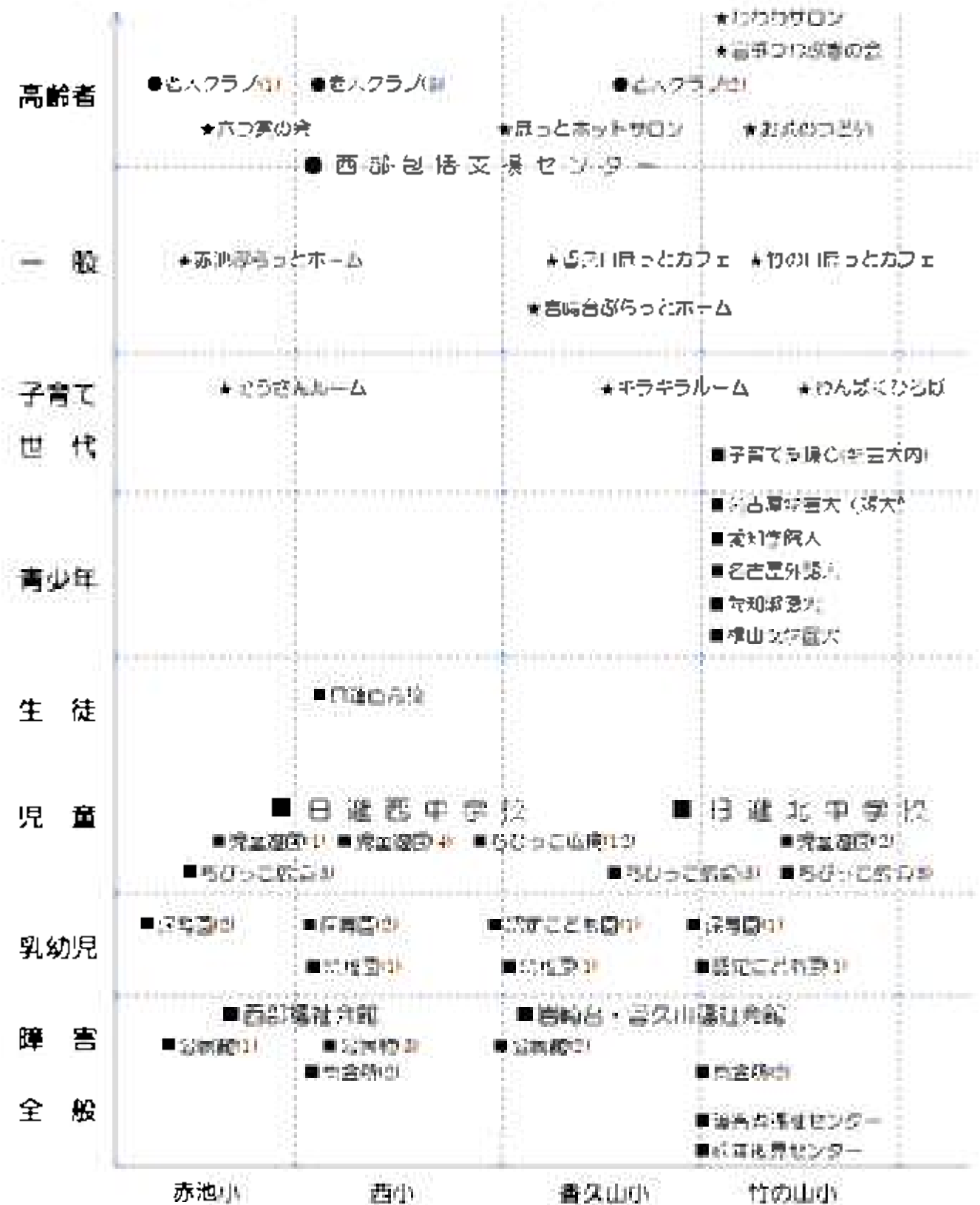
成童後見センター

の位置を示しています。





【日進市世代別・小学校区別地域社会資源散佈図】（●組織・団体 ■施設 ★活動）





## 第1次計画の成果と本市の課題

(1) 福祉コミュニティ意識調査とわたしのまちの座談会の結果から

平成24年に行った「福祉コミュニティ意識調査」と平成25年に行った「わたしのまちの座談会」の結果から、それぞれの小中学校区にみられる主な特徴と課題を整理しました。(各課題は重要度・緊急度がともに高いものを抽出しています。)

福祉コミュニティ意識調査では、各小中学校区における特徴が明らかになり、わたしのまちの座談会では、地域特性による課題の差が出ています。ただし、今回の座談会の意見は、あくまでも一部の課題であり、また、小中学校区という比較的広い範囲を「地域」として捉えているものです。

例えば、「地域」を狭い範囲で捉えるなら個人の意見もやりやすく、自治体への対応もしやすい反面、組織的な対応がしづらいという面があります。また、広い範囲で捉えた場合、「地域」を支える人も多くなり、組織的に対応できる反面、多様性への対応が難しくなるなど、「地域」の範囲に応じてメリット・デメリットがあります。

地域の課題を協議する上で、少し広い範囲の方が、解決に向けたお互いの歩み寄りがしやすいというメリットがあります。そうしたメリットを踏まえて、本計画においては、主に小中学校区という小単位が徒歩で通える範囲を、地域福祉を推進する「地域」の範囲として設定しています。

※調査や座談会についての報告詳細については、別冊の「日進市福祉コミュニティ意識調査報告書」「わたしのまちの座談会会員報告書」をご覧ください。

### 相野山小中学校区

福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・ 持ち家が多い
- ・ 日用品を賣る店が徒歩10分以内に少ない
- ・ 向らかの地域活動をしている人が多い
- ・ 65歳以上と同居が多い

### 座談会からみえる主な課題

子どもの安全・遊び場/地域のコミュニケーション/独居を含む高齢者問題/交通/地域団体のあり方/地域の買い物

### ★小学校区

#### 福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・ 単独世帯が多い
- ・ 地域自治組織への参加率が低い
- ・ 地域の人の顔も知らない人が多い

#### 座談会からみえる主な課題

コミュニケーション/子供の遊び場に関すること/移動手段が乏しい/安心安全な道/移動対策・公共交通問題/道路整備(車道・歩道・自転車道)/注視環境

### 北小学校区

#### 福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・ 持ち家が多い
- ・ 65歳以上と同居が多い

#### 座談会からみえる主な課題

町をきれいにする/独居問題/防犯・見守り/地域のつながり/防災/みんなの交流の場/地域で活動する人の盛り起こし/移動手段/情報/外出の支援/生活道路の整備

### 南小学校区

#### 福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・ 持ち家が多い
- ・ 65歳以上と同居が多い

#### 座談会からみえる主な課題

高齢者問題(日常生活)/心の支援/災害対策/交通利便なまち

### 梨の木小学校区

#### 福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・三世帯世帯が少ない
- ・ひとり親と未婚の子世帯が多い
- ・小・中学生が多い
- ・県道・市道沿道が多い

#### 座談会からみえる主な課題

遊休地が少ない/行政施策が十分でない/自治総体/地域の交通安全を考える/防犯活動/ふれあい活動/交通安全・防災・防災/マンションに障害  
給食が無い/山部のコミュニケーション不足に関して/地域の交通安全  
を考える/道路・歩道の整備/高齢者提供の方法/環境整備

### 善久山小学校区

#### 福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・小・中学生が多い

#### 座談会からみえる主な課題

近所づきあい/交通安全・交通マナーの向上/地区のつながりが弱い・  
世代間交流・役員ボランティア/あなたのマナーは大丈夫ですか？ゴミ・  
ペット・モラル/災害時交通通断/世代間交流/高齢者課題/防犯

### 竹の山小学校区

#### 福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・単就学児が多い
- ・収入・家計が不安に思う人が多い
- ・地域自治組織への参加率が高い
- ・地域の人の顔も知らない人が多い

#### 座談会からみえる主な課題

安心・安全/地域自治会/地域住民のつながり/もっと光を！/公共交通



### 赤池小学校区

福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・ 単身世帯が多い
- ・ 地元の人の顔も知らない人が多い

座談会からみえる主な課題

隣組とのつながり(保存組制)/新たなつながりをどう作るか/防犯/入づきあい/高齢者対策/子ども人口の増加

### 西小学校区

福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・ 持ち家が深い
- ・ 65歳以上と同居が多い

座談会からみえる主な課題

ゴミ出しのマナーの悪さ/生活環境/高齢者の支援/防犯対策/災害時の支援対策/地元の見守り/道路関連インフラの整備(広さ、渋滞、景観など)/生活環境

上記のほか、福祉コミュニティ意識調査では、全市的な特徴として「夫婦と未婚の子世帯が約5割」「名古屋市で働く人が約4割」「ボランティア活動をしていない人が約3割」といったことも明らかになっています。

わたしのまろの座談会から、全市的な共通課題の多くは、独居を営む高齢者の問題や防災・防犯の協力についてです。有事の際の助け合いの必要には感じているが、隣近所で助けを求めると声に地味での対応ができていないということも想定されます。

また、各小学校区において特徴のある課題としては、買い物をする場所や交通手段の確保があります。本市の中でも比較的市街化された地域においては、交通問題においてもマナーや利便性の向上などが課題としてあげられていますが、生活の維持に必要な交通問題とは懸念合いが異なっています。

同様に、市や自治会との関わり方についても多くの小学校区で課題となってい

---

ますが、梨の木小学校区の「借家や集合住宅が多い」と竹の山小学校区の「新しい自治会が求められている」では、自治組織の活動方針や問わり方が異なっており、地域によって様々なことがあることがわかります。

---

## (2) 前計画の取り組みから

第1次計画即前年度から平成28年度に掲げられた目標や課題において、これまでの計画の進捗状況と今後の展開方針を整理しました。

第1次計画では、3つの基本目標を完結させるため、基本目標に対して定められることから3つの基本施策を掲げ、地域福祉の促進を図ってきました。特に、重点プロジェクトとして、基本施策を導く形で5つの重点プロジェクトが掲げられていました。

第1次計画で目とした事業については、全体のうち97.5%の事業が9割以上の形で着手・実施され、県と市や区や町、民間企業やNPO・NGO、市民団体との協働による取り組みの充実、学生ボランティア等の人材育成などの取り組みが行われています。

一方で、第1次計画で残された課題としては、高齢者の健康やコミュニティの希薄化などの普遍的な課題をはじめとし、地域福祉の促進を目的とする団体である市民団体の役割の明確化や、それぞれ活動している団体同士のネットワークの強化、地域ごとに抱えている活動をより広げるための仕組み、地域のコーディネーター役である市民団体のマンパワーの強化等が、今後の展開の事業計画における課題として挙げられています。

ここでは、その現状と課題についてまとめると、次の「第1次地域福祉計画の成果と課題について」にまとめられています。

## 第1次地域福祉計画の成果と課題について

基本目標と 重点プロジェクト	これまでの成果
<p>① 地域福祉の活動の幅をひろげます！</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ指導や健康指導などにスタッフや保健師等を派遣</li> <li>○災害時要援護者支援地域制度の整備</li> <li>○「こっしん市民教室」「いきいきシルバークラス」の開催</li> <li>○10代のしゃへり場の開催</li> <li>○三ヶ峯合同地内の地域通員の実施</li> <li>○自主防災会等への支援</li> <li>○ふれあい農園開設支援補助金の実施</li> </ul>
<p>② 地域福祉の活動を広げます！</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉実践教室の実施</li> <li>○小地域福祉活動への支援協力</li> <li>○地域活動支援開設事業の実施</li> <li>○コミュニティ推進事業協議会の実施</li> </ul>
<p>③ 地域福祉の活動をつなぎ、大きな力に育てます！</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治基本条例と市民参加及び市民自治活動条例の制定</li> <li>○未来をつくる子ども条例の制定</li> <li>○ボランティア相談の開催</li> <li>○地域連携支援センターの設置</li> <li>○障害者福祉センターの設置</li> </ul>

成果に対する事務局の評価	これからの課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフ派遣についてはきの細かな支援がまだ不十分である。</li> <li>・災害時要援者支援地域制度は各地域(区)レベルそれぞれの方法で体制整備を行っている。ただし、これらが災害時に本当に機能するか検証が必要。</li> <li>・現状、地域運営は市内でも三ヶ区(台司地)のみ。広範囲(市内全域)を圏域とした制度に展開したい。</li> <li>・市民の自主的な活動に対して、より活動しやすく、参加を促すような情報提供、移動支援が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●限られた予算と人財での活動支援スタッフや支援体制整備</li> <li>●平常時の要援者に対する地域の体制整備</li> <li>●ボランティアポイント制度の拡充</li> <li>●公共を含めた市民の緊急手続の確保と改善</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉に関する住民意識が低い(全国的な地域福祉の課題が本市にはまだ先の話と捉えられている)。</li> <li>・小地域福祉活動の場、拠点が不十分。</li> <li>・既活動団体でも担い手、リーダーの不足の問題がある。</li> <li>・ふれあい広場等の全市面一時的な実施ではなく、各地域に適したシステムの検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域と関係機関・団体をつなぐコーディネーター(個人)の育成</li> <li>●民生委員制度を充実する体制整備</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民参加」と「市民自治活動の支援」等の一定のルールができた。</li> <li>・高齢者、障害者、児童等、各分野の相談窓口の設置は進んでいるが、総合相談窓口設置は未設置。</li> <li>・重層的な問題を抱える対象者の相談窓口もしくは問題解決の仕組みが、行政においても地域においても必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民活動相談とボランティア相談の情報共有</li> <li>●地域の困難事例に継続的に対応できるシステムの構築</li> </ul>

基本目標と 重点プロジェクト	これまでの成果
①小規模福祉活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉政策課等の設置</li> <li>○居っ暮らしづくり協議会と御岳福祉まちづくりの会の発足</li> </ul>
多層型新づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ぶらっとホームの施設</li> <li>○はつとカフェへの支援協力</li> </ul>
各地域福祉活動支援・財政助成の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村福祉活動推進協議会の実施</li> <li>○ふたあひ・いさいさきサロンモデル事業助成の実施</li> <li>○他は活動的支援員の育成</li> </ul>
福祉活動協議会との協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉活動計画の策定</li> <li>○連絡会の各種事業委託の実施</li> </ul>
各地域福祉を支える元々な市民の交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉計画を進める市民会議の開催</li> <li>○地域福祉フォーラムの開催</li> <li>○はつとカフェ等運営者協議会協会の開催</li> </ul>

成果に対する事務局の評価	これからの課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社協自体の認知度が低い。</li> <li>・ 地域の自治組織における小地域福祉活動に対する理解不足がある。</li> <li>・ 伝わらない小地域福祉活動の支援方法を見直し必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小地域福祉活動の全市的な拡大</li> <li>● 社協の市民活動への関わり強化</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徐々に伝わりつつあるが、今後継続可能な支援方法(補助金、助成等)の検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の居場所の全市的な拡大</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動実態の経時的な把握ができていない。</li> <li>・ 情報提供が不十分。どこでどんな支援が受けられるかがわかりづらい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民の活動実態の把握と適切な支援方法の検討</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社協の計画とは別に策定しているため、計画と事業実施の均等的な連携が不十分であり、推進体制の強化も必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社協の地域福祉の支援体制の強化</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担い手の高齢化と、高齢会費やフェーラムのマンネリ化がある。</li> <li>・ 新たな構のつながりを創造していく必要がある。</li> <li>・ ただし、創的な改善により、ゆるやかに課題のない交流が望まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 持続可能な取り組みや活動支援方法の検討</li> <li>● 若ボランティア団体等のネットワーク強化</li> </ul>

## (1) ふれあい区構想と地域包括ケアシステム

第1次計画に掲げられている「(仮称)ふれあい区構想」(※)に関する事項としては、民ヶ丘や石橋の副都心地においてまちづくりを促す推進が実施し、徐々に取り込みが進んでいますが、全市的なシステムとしては実現に至っていません。

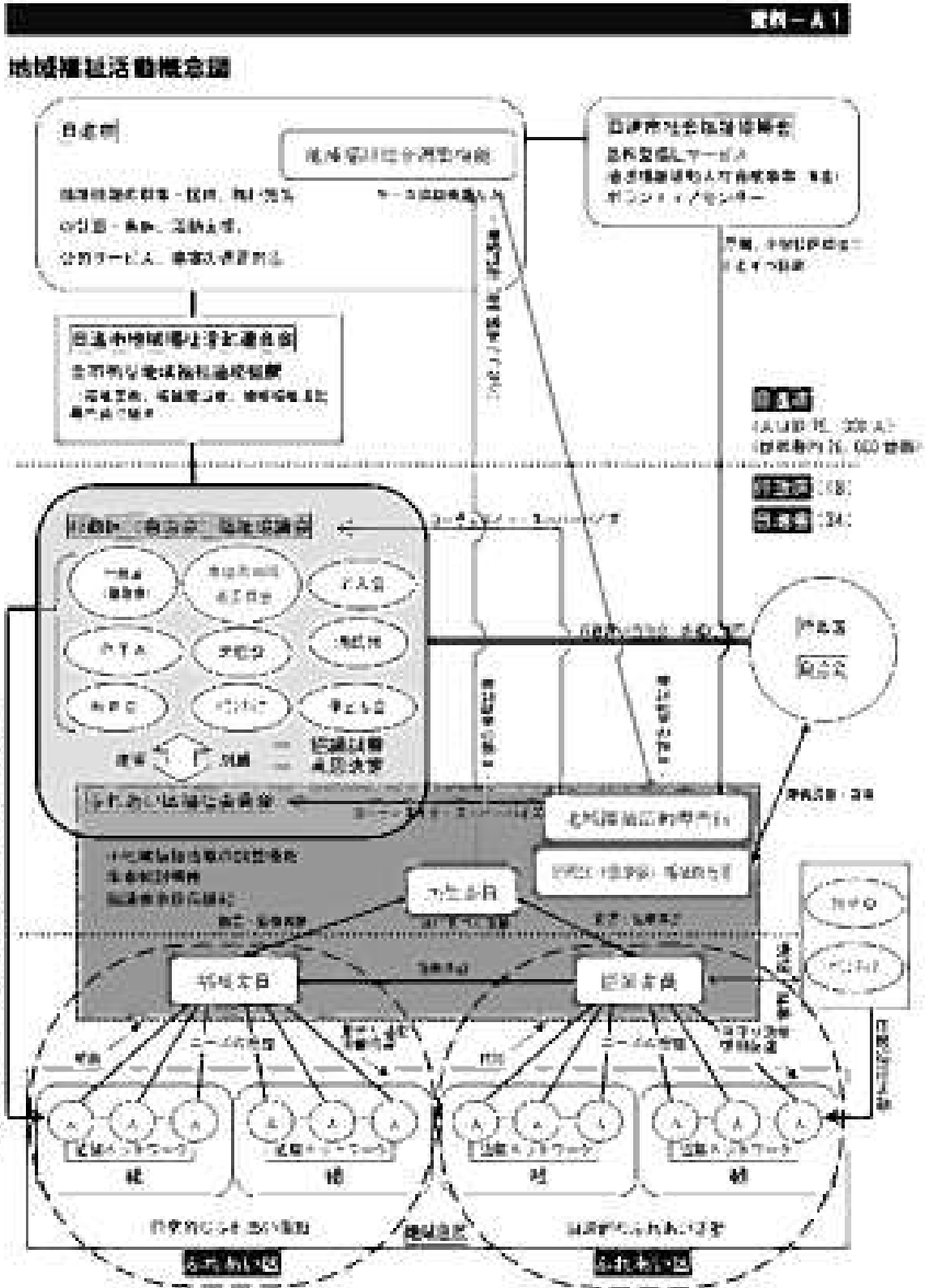
しかしながら、現在の社会状況や地域の課題に対応するための仕組みとして、「ふれあい区構想」の理念や構想内容の多くは10年経った現在でも有効な要素であると考えられます。

第1次計画における「ふれあい区構想」が実現に至らなかった要因を考えると、区協との連携や、地域で活動する人材育成の支援に関して、より重点を置く必要があったと考えられます。

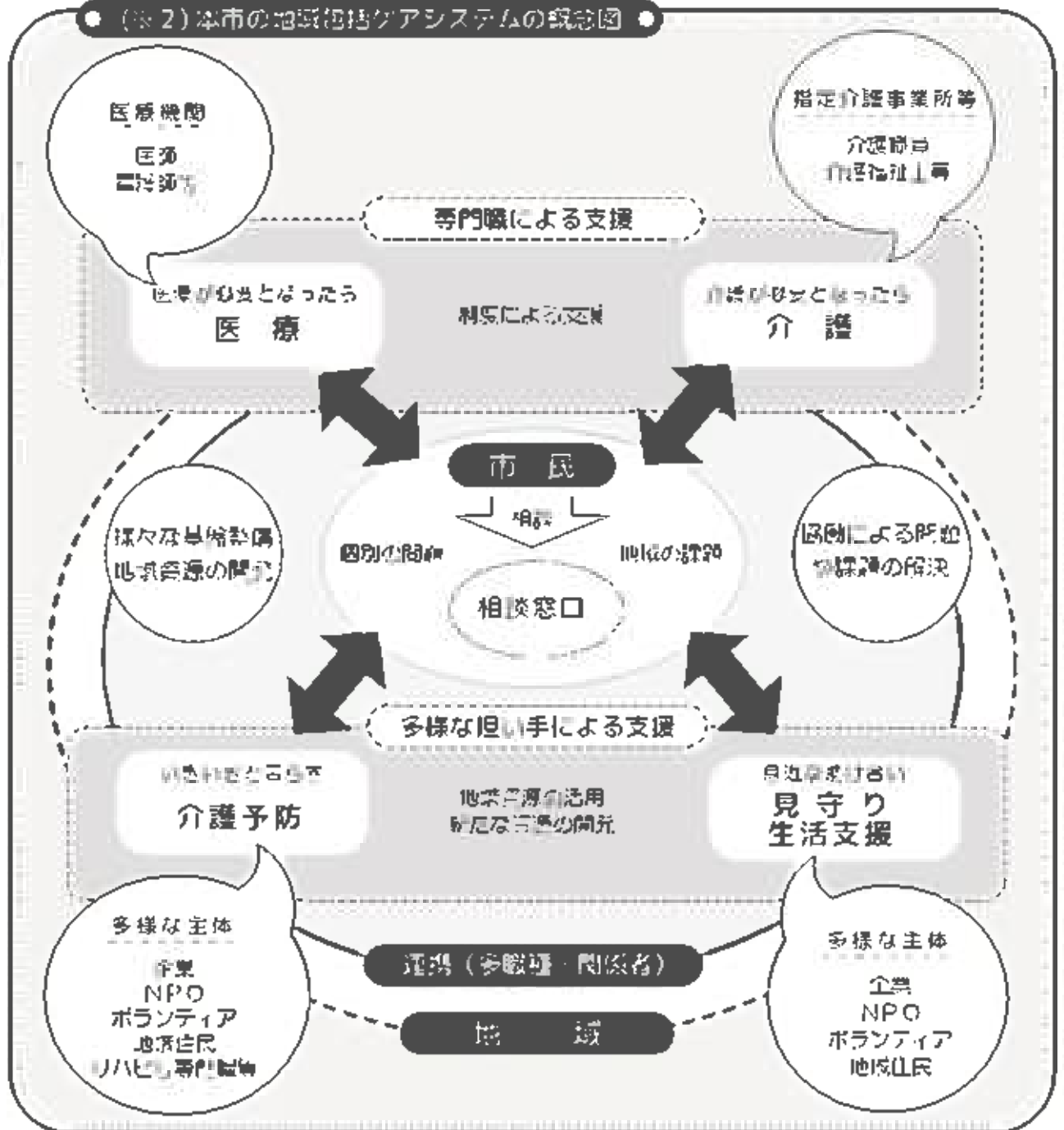
そのため、本計画においては「ふれあい区構想」の目的である、市民が行政や区協と一緒にやって地域のみんなが支え合える地域づくり、すなわち「地域包括ケアシステム」(※)を基としたネットワークの構築をめざし、地域福祉計画との一体的な策定をはじめ、区協の存在強化や人材育成方法を改めて見直し、地域で活動する施設は、福祉事務所、行政機関等、地域ネットワークや民間ネットワークなどによる重層化した支え合いの仕組みづくりを検討しています。



【図1】第1次計画における(仮)おれあい区境の概念図



● (※2) 本市の地域包括ケアシステムの概念図 ●



地域包括ケアシステムとは、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことであり、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされています。

---

一般的には高齢者福祉の分野で多用される用語であり、通称、標準福祉や障害者福祉など、他の分野においても実体のシステムが用いられており、本計画(地域福祉の分野)においても重要な場として、本所がゆきまをき地帯のあり方として、第1次計画から引き続き検討していきます。

## 第3章 地域福祉計画

### 1 基本理念

できることから始めます！思いやり・助け合い、にっしん幸せまちづくり

本計画において、第1次計画のキャッチフレーズである「できることから始めます！思いやり・助け合い、にっしん幸せまちづくり」を基本理念として引き継ぐものとし、そのほか、今後は地域福祉活動計画の基本理念は、地域福祉計画の基本理念に統合を図ります。

ここでは、日常の困難課題の解決に向け、地域をひとつになっ、て、思いやり、助け合うことのできるまちづくりをめざし、基本目標と基本施策を定めます。

#### 基本理念に込められた想い①

『市民一人ひとりが、地域福祉を担う主体となる』

福祉サービスは公的な機関から提供されるものという考えのままでは、地域福祉の進展は望みません。生涯にわたって地域福祉の心を育む機会を確保するとともに、地域福祉活動に参加しやすい条件整備、活動団体・グループへの支援を展開し、市民一人ひとりが、地域福祉を担う主体となる日進をめざします。

#### 基本理念に込められた想い②

『お互いが認め合い、「ともに生きる」まちを築く』

年齢、性別、障害の有無、国籍などの違いを問わず、お互いの暮らしを尊重し、お互いを思いやる心をもみながら、地域連携のちからに立って、みんながともに生き、ともに外らせる日進をめざします。

#### 基本理念に込められた想い③

『地域での自立を支援する』

福祉サービスは、「個人の尊厳の保持」を原則とし、地域社会と行状能力を合わせ、地域福祉に関わる多様なサービスを地域生活者の視点で組み立て、地域での自営した生活を支援する体制をつくり、障害者が住み慣れた地域や地域に安らぎを豊かに暮らしていける日進をめざします。

#### 基本理念に込められた想い④

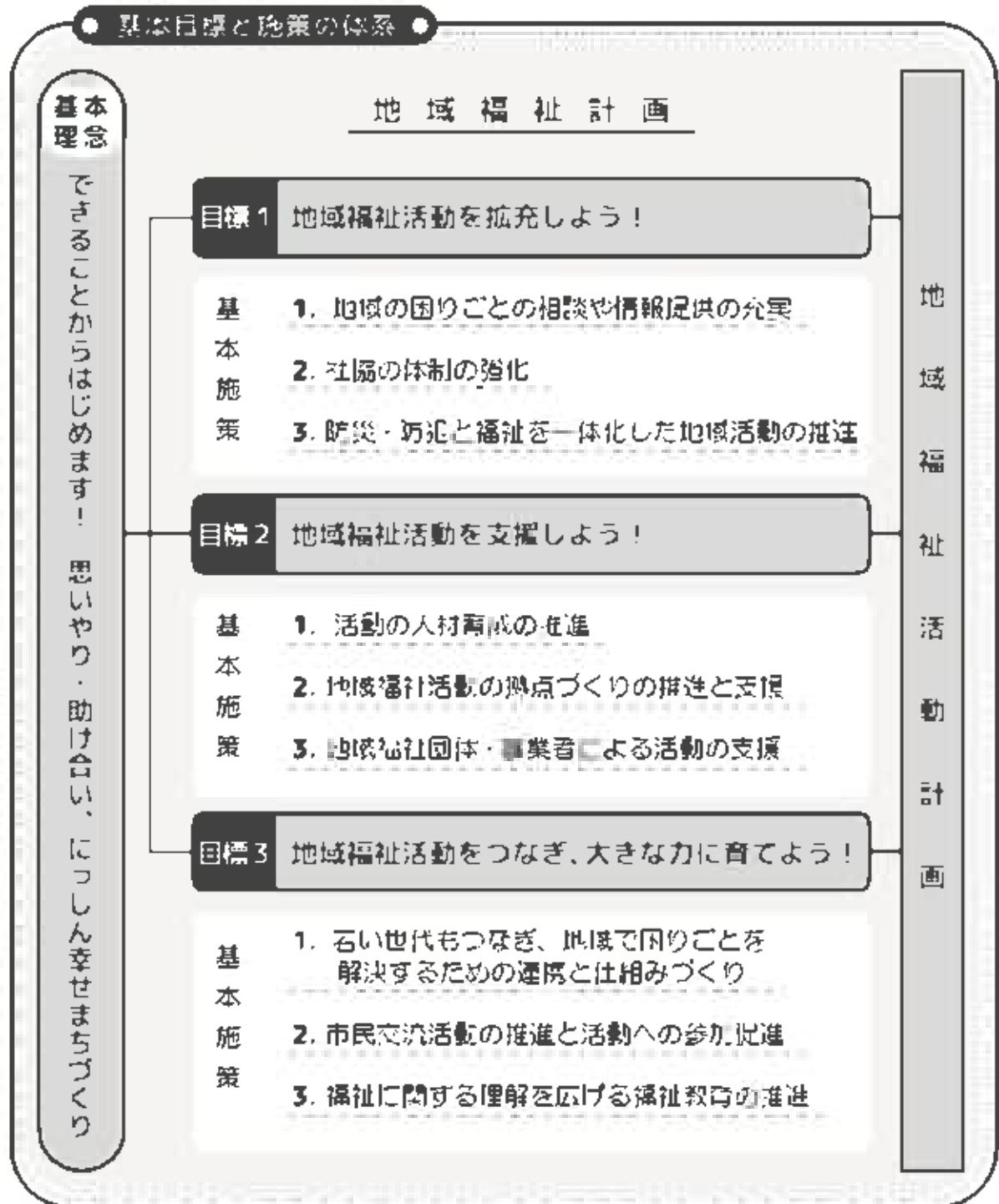
『無理なく楽しく行動し、「持続する』

地域福祉が進展する社会とは、変えるはち変えられる社会と考えます。無理なく楽しく行動指針とし、人と人とのつながりを一つひとつ育てる中から、人の力を広げ、誰もが行動の力に動いて、さらには次代の担い手を育てていく、そのような持続する福祉が進展する日進をめざします。

## 2 施策体系

施策体系と主な内容は次のとおりです。

基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を掲げ、各種施策、事業を推進します。



### 3 基本目標・基本施策

#### 目標1 地域福祉活動を拡充しよう！

～ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進・生活困窮者自立支援  
方策・要援護者支援方策 ～

##### (1) 地域の困りごとの相談や情報提供の充実

生活困難をはじめ、ニートやひきこもり、子どもの学習困難、虐待、犯罪活  
動、自殺傾向の増加など、日常生活を営む上では、多くの人が何かしらの困難  
を抱える可能性があり得る。そのため、地域に住む人たちが、いつまでも安心  
して暮らし続けるには、いざというときに、各種の福祉サービスや地域の実務  
者が円滑に、かつ適切に受けられる環境づくりが必要となります。

また、日常生活に困難を抱える人は、課題が急峻に深まる場合も多いため、課  
題が深刻化しないように早期発見、早期対応が望まれます。

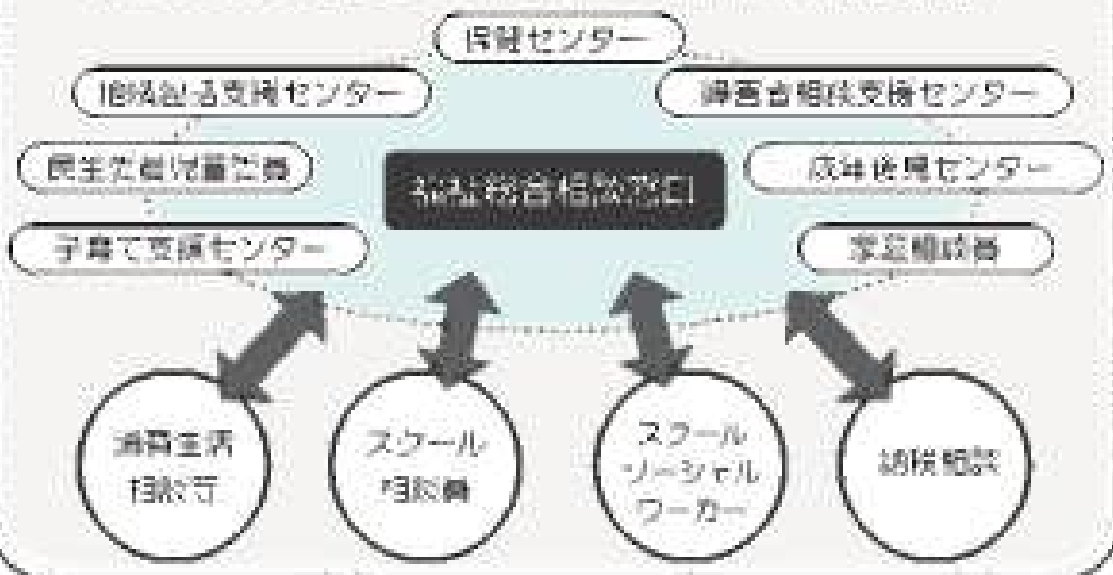
そのため、困りごとの生活のしづらさを抱える人が、個々の生活や身体等の状  
況に応じて支援が得られるようにするためには、わかりやすい情報提供に加え、  
目的種々な相談支援体制を構築する必要性があります。

そこで、福祉に関する相談窓口の窓口に行っても同じような支援を受けられ  
るよう、福祉総合相談体制(市外課内し、保健、医療、福祉の関係機関等(成  
年児童センター、子育て支援センター、障害者相談支援センター、地域包括支  
援センター、保健センター、民生委員児童委員、家庭相談員等)との連携を図  
り、地域全体に渡る課題の解決を図っていきます。

さらに、総合相談窓口から福祉関係以外の相談窓口等(消費生活相談等、給  
付相談、スクール相談員、スクールソーシャルワーカー等)へのスムーズなリ  
ースの移行や共有も重要となることから、情報提供等に際する一定の基準を定  
めるなど、必要支援体制を構築していきます。

⑧ 福祉総合相談体制イメージ図

相談したい人が、最初にどの窓口に行っても同じような支援を受けられるよう、連携を図りながら連携する個別ケア会議を推進。



だれが？	何を？
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 困りごとを問わず、だれかに相談する。また、自らも困りの困りごとを相談機関等につなぐ意識を持つ。</li> </ul>
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談者の総じや人材育成に対して協力する。</li> <li>○ 個別ケア会議に協力し、困難事業の早期把握、アウトリーチ(※1)等、必要な情報提供を行う。</li> </ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (依頼)相談対応(※2)との連絡調整を行う。</li> <li>○ 個別ケア会議に協力し、困難事業の早期把握、アウトリーチ等、必要な情報提供を行う。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉総合相談体制を構築し、困難事例に対するアセスメント体制等(※3)を行う。</li> <li>○ 国等が行う福祉系養成講座の周知及び相談者のスキルアップを支援する。</li> <li>○ 制度的な課題を話し合う個別ケア会議を推進し、各種相談体制の強化、改善を図る。</li> </ul>

---

※1 アウトリーチ：地域社会への早計活動。視察出張サービスなど、積極的に働きかけて支援の実現をおぼろすことをいいます。

※2 反復地域たすけあい会議：各小を以て区をひとつの単位と見え、圏域内で活動する。区や自治会の代表者、民生委員児童委員、老人クラブ役員、子ども会役員、事業所の代表者など(地域によって構成員は異なります)で構成される会議を増やしています。(町民たすけあい会議の役割等の詳細はイメージ等は、別添紙に添付しています。)

※3 アセスメント検討等：困難事例について、どういった解決の道があるか、どの専門機関が関わるべきか等、様々な情報から課題し、より適切な対応方法を導き出すことをいいます。

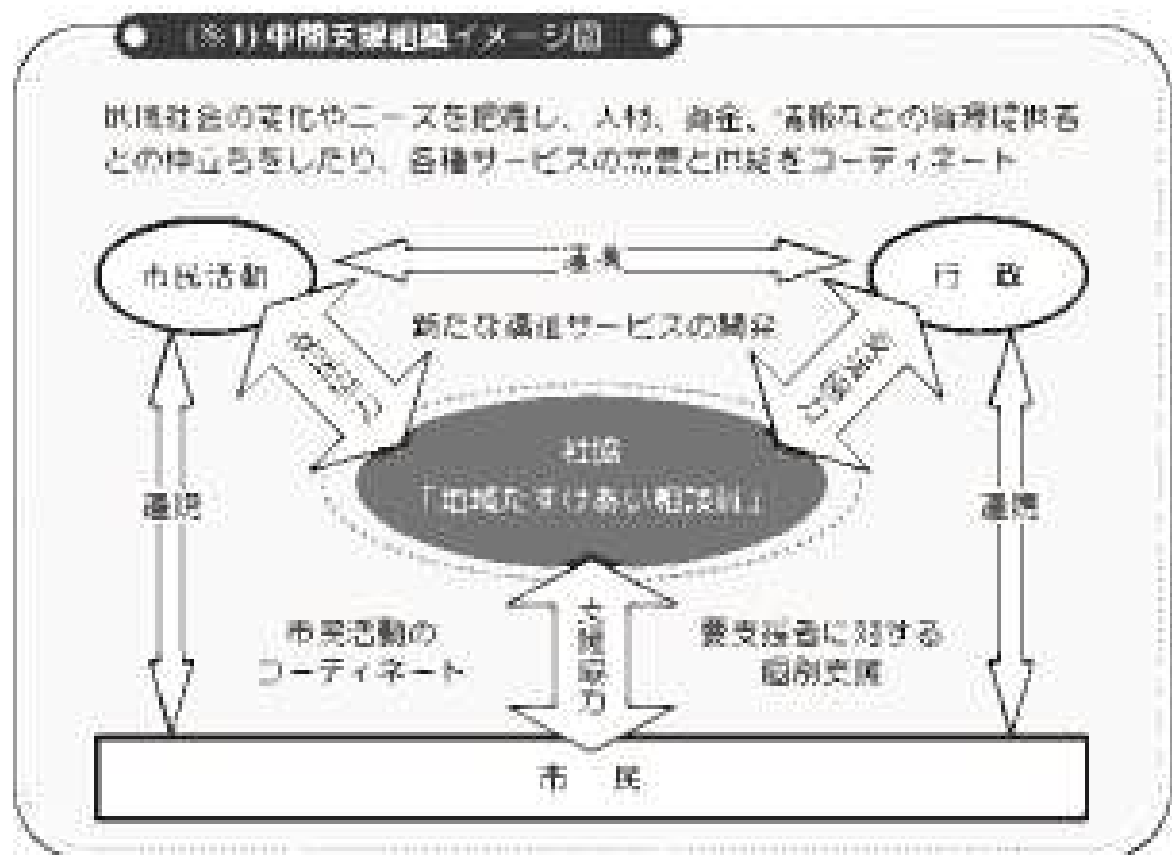


(2) 社協の体制の強化

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されています。現在、他市町の社協では、実践的に地区社会を認識することで地域課題への対応を進めています。本市においても、社協が市民ニーズを的確に把握し、社協本来の役割をより発揮していくことが、地域課題を解決する機軸の強化につながると思われています。

そのため、社協が福祉分野における「中間支援組織(3S)」として明確なるよう、地域に密着して活動する「地域にすけあい相談所(3S)」の機能強化や人材配などを図るなど、社協の体制強化を進めていきます。

また、本市の社協がより効果的・効率的に他市町の社協の推進を図れるようになるため、既存事業の見直しを進めるとともに、社協が自主性・独自性を発揮できる組織運営や人材育成などの支援を進めていきます。



※2 地域たすけあい相談員：地域において、多様な需要とする人の相談を行うことなど、地域を基盤とする大規模活動を発見して大規模な必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的機関との関係を調整したりするコーディネートを行う専門職です。一般語には、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)といわれます。

だれが?	何をやる?
市民・コミュニティ	○ 社協の活動を理解・協力し、活動を補助する。
福祉系法人等	○ 社協を構成する一員として、社協の活動を理解・協力し、活動を補助する。
社協	○ 「つどいの場」づくりなどの地域福祉推進事業の広 報や「地域たすけあい相談員」の配置を行う。 ○ 小規模福祉活動などを整理統合し、地域福祉推進事業の拡充を図る。
行政	○ 社協に対する地域の理解が促進されるよう、社協の 取り組みを周知・普及する。 ○ 人の配置に対する支援を行う。 ○ 社協が自主性・独自性を発揮できる効果的な連携運 営や人材育成が図られるような支援を行う。

---

### (3) 防災・防犯と福祉を一体化した地域活動の推進

大規模災害が発生した際、発生直後の混乱期においては、地域における防災活動が必要となります。そのため、日頃から災害時を想定した地域づくりが必要となるため、地域において、より密着的な助け合いが行われる、地域のネットワークづくりが求められます。

本市においては、自衛・自防を基本とした自主防犯組織が、各地域の自治組織などを中心に立ち上がっており、現在、主に区や自治会単位でその団体が活動しています。また、平成20年から災害時要援護者権利実証制度があり、各地域において、いざというときの取り組みが進められています。

市では、そうした地域における組織的な活動を支援し、その活動の活性化を促しています。また、市では災害時の情報伝達への対策が市外からの支援やボランティアについても検討を進めています。

さらに、防犯においては、市民や事業者の自発的な防犯活動を促進し、自治会や警察、行政が連携・協力して犯罪防止に努めており、現在、主に小学校区や自治会単位でこれらの団体が活動しています。また、子どもや高齢者の見守り連携ネットワーク(「高齢者地域見守り推進事業協働力に関する協定」や「子ども1119家の家」等)の組織や、そうした活動を充実させるための取り組みを支援していくことで、犯罪がゼロや低くいまちづくりを促進しています。

役割?	何をやる?
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主防災組織・自主防犯組織等を立ち上げ、防災訓練や防犯パトロールを実施する。また、各地域での防災・防犯のネットワークに積極的に協力する。</li> </ul>
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域での多様な制作者に協力するとともに、各団体において利用者や従業員等の障害困難者対策を講じる。</li> <li>○ 福祉課題所への理解を深め、災害時に専門性を生かした利用者の避難者等への支援活動を講じる。</li> <li>○ 地域貢献を共に意識し、見守り連携ネットワークに協力する。</li> </ul>
社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に災害ボランティアセンターを設置する。センターの活動が確実に実施できるよう、周知啓発や支援活動等を行う。</li> <li>○ 地域と連携し、見守り連携ネットワークに協力する。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時要援護者支援体制の周知啓発を行い、要援護者等の台帳登録等の実施を図る。</li> <li>○ 地域の自主防災組織の充実・強化に努め、継続的な活動となるような情報提供や活動支援を検討し、実施する。</li> <li>○ 障害のある人への合理的配慮(※1)を踏まえた見守り体制の構築と啓発を行う。</li> </ul>

※1 合理的配慮：障害のある人が他の人との平等を前提として、すべての人権及び基本的自由を享受し又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ、不相当いよ又は過度な負担を課さないものと規定されています。

## 目標2 地域福祉活動を支援しよう！

～ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達 ～

### (1) 活動の人材育成の推進

市民や団体、事業者が、自らの地域福祉活動を推進するためには、地域福祉に対する理解の深さと地域福祉活動を担う人材の育成が重要となります。

また、各地域でボランティア活動を行っている団体や個人が地域で活動することで、子どもから高齢者まで、より多くの市民が地域福祉活動に参加する地域社会をのぞいていくことが求められています。

そこで、各地域で活動するボランティア団体やNPOなどが、相互に情報共有できる場を設けるなど、ノウハウの共有化と活動のスキルアップを支援していきます。さらに、各課関係と自治体間関係者との連携を促し、他課のみならず他局をサポートする仕組みづくりについて検討を進めています。

そのため、地域において自発的に地域福祉活動を行う人材を育成していくため、実際に地域で活躍されている人を講師に招いたり、先進地事例を紹介する機会を設けたりするなどの人材育成講座を実施していきます。

また、ボランティアセンターやにぎわい交流館(市民活動センター)に登録している個人や団体、市内各大学のボランティアサークル等において、県に連携して活動している人材の情報集約を行うなど、人材データベースなどの構築も重要と考えられています。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域を意識し、自らが少しでも地域活動の担い手と出るように努め、必要に応じて、人材データベースに登録する。</li> </ul>
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活支援コーディネーター(※1)の事業者としての協力や連携を行う。</li> <li>○ 地域の実情に合った協働組織の立ち上げや運営に協力する。</li> </ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ボランティアセンターの機能を強化し、地域のボランティア団体の情報集約を図り、地域ごとに関団体との関係性を深めるための会議などを開催する。</li> <li>○ 市の支援のもと、地域のニーズに応じた人材養成講座を実施する。</li> <li>○ 生活支援コーディネーターの事業者としての協力や連携を行う。</li> <li>○ 地域の実情に合った協働組織の立ち上げや運営を支援する。</li> <li>○ 人材データベースにおいて、人材に関する情報提供を行う。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民活動団体に関する情報集約や広報活動に協力する。</li> <li>○ 各自治組織と連携し、地域のニーズに応じた人材養成講座を社協とともに企画する。</li> <li>○ 生活支援コーディネーターの配置等、生活支援事業等の充実を図るとともに、必要に応じた既存事業の見直しを行う。</li> <li>○ 人材データベースが効果的に機能するよう必要な支援を行う。</li> </ul>

※1 生活支援コーディネーター：生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の育成、発掘等の地域資源の開発を行う人材のことをいいます。

## (7) 地域福祉活動の拠点づくりの推進と支援

多くの市民が地域福祉活動に取り組み始めるよう促すためには、地域福祉活動に取り組みやすい活動拠点や機会を提供、活動資金の支援など、市や社会による様々な支援も必要です。

第1次計画に基づいて、各地域で徐々に充実にしている「ぶらっとホーム」「ほっとカフェ」「ふれあい・いきいきサロン」等の各種の「つどいの場」について、持続可能な活動支援を行っていくとともに、さらなる地域の自主的な活動の活性化を促してまいります。

本計画の「つどいの場」とは、上記のような地域の「つながり」が生まれる場すべてを指しています。地域にある様々な居場所が「つどいの場」であり、市民が自分にあった居場所を遊び参加することで、地域の中での新たなつながりが生まれます。

現在、事業の状況に地味で委託や広報などの運営支援を行っていますが、今後は各種の「つどいの場」において健康推進や介護予防の観点からの取り組みに対しても支援を進めてまいります。さらに、現在の各種支援制度の整理統合を図りながら、実態に合わせた運営等の支援を行っていくことで、活動の推進を図ってまいります。

また、事業の立ち上げや活動資金の調達を行う際やすくするため、地域活動に対する助成や補助事業の情報を集約し、必要な情報提供を行う資金データベースの構築を図ってまいります。さらに、現行行われている赤い羽根共同募金などの福祉を目的とした募金については、市民自治活動の推進が図られるように効果的な地域還元の手組みを検討してまいります。

さらに、地域福祉活動を行う際の主な活動拠点としては、福祉分野の公共的施設における利便性の向上を図っていくとともに、市内における空き家等の活用を促進する空き家データベースの構築や、空き家対策のひとつとして「つどいの場」等の福祉利用とのマッチング機能の整備などについても検討してまいります。

だれが?	何をする?
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な福祉活動への積極的な参加と、ルールを守った施設利用に努める。また、空室等の提供や福祉を目的とした資金等への協力を努める。</li> </ul>
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の活動に対して、所管する施設や空スペース等の貸し出しに努める。</li> <li>○ 資金データベースに対する資金等に協力する。</li> </ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資金データベースの資金を他へ還元するため、地域の「つどいの場」の運営継続に係る活動資金や情報提供などの支援を行う。</li> <li>○ 資金データベースや空室データベースにおいて、資金や空室等に関する情報提供を行う。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康促進と介護予防をキーワードに「つどいの場」づくりを進め、さらなる地域の自主的な活動の活発化を促す。</li> <li>○ 福祉センターや福祉会館など、地域の福祉施設の利用率を高める施策(福祉事業所の非営利活動など地域貢献を目的とした活動の利用開放等)を検討する。</li> <li>○ 資金データベースや空室データベースが効果的に機能できるよう、必要な支援を行う。</li> </ul>



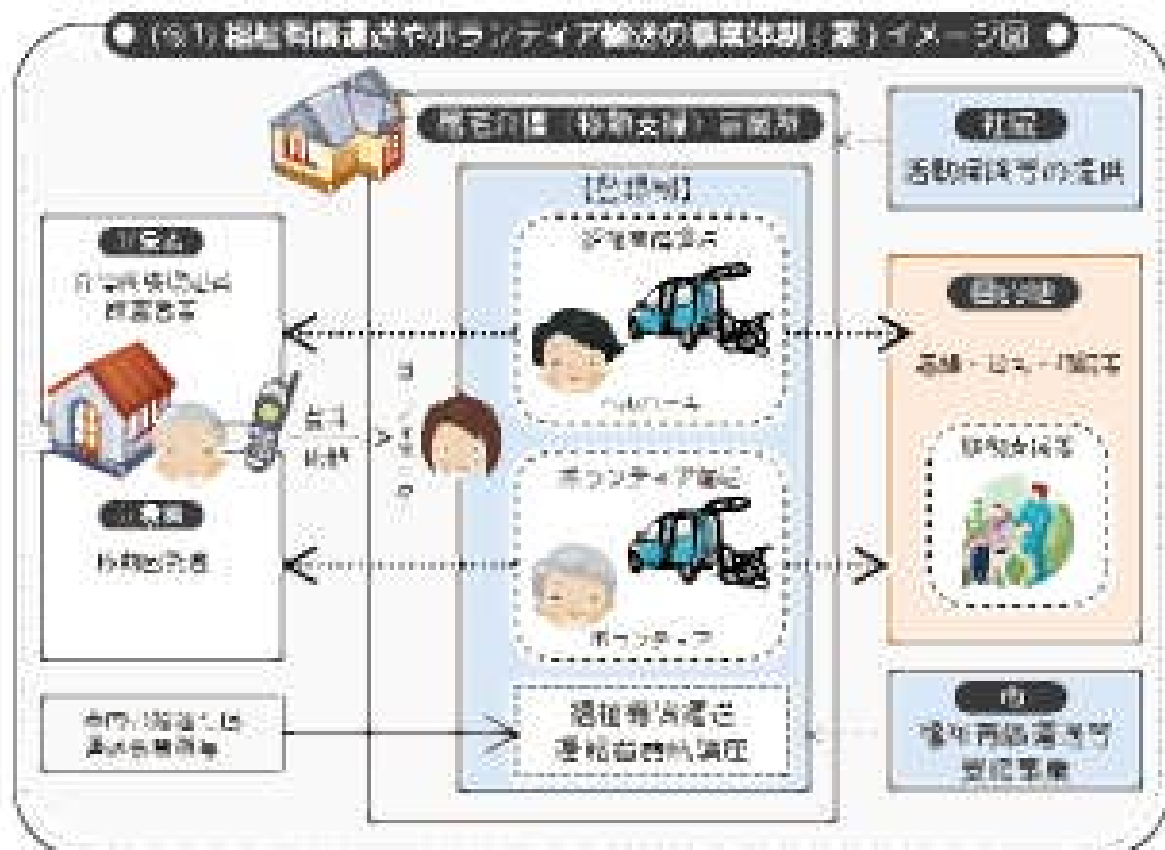
### (3) 地域福祉団体・事業者による活動の支援

市内では既に福祉福祉に付帯する際の事業者による様々な福祉福祉活動が行われています。そうした活動が継続していけるようにするためには、新たなボランティア等の育成やボランティア活動をしてみたい人が必要な講師を必要などきに得られる環境づくりが大切です。

そのため、中央福祉センターにおけるボランティアセンターの機能強化を図ること、にぎわいで流築市民活動センター)や社会福祉等活動拠点とするNPOやボランティア団体などの活動拠点を広げ、連携を促進する企業や大学、市民とのコーディネート機能などを強化しています。

また、ボランティアに興味のある人や活動を希望する人が、様々な情報を得られるように、積極的な情報の提供に努めています。

さらに、移動に困難を抱える人が様々な活動に参加しやすくなるように、福祉有償運送やボランティア輸送(車)を行うNPO等の団体を支援していくことで、地域との交流を図ることができるよう地域づくりに努めています。



だれが？	何をやる？
市民・コミュニティ	○ 持続可能な地域社会を構築するために、地域のボランティア活動や民間サービスを積極的に利用する。
当社系法人等	○ 事業や活動の進捗を積極的な情報開示し、広報を行う。 ○ 事業における進捗や、福祉有償運送やボランティア輸送などの実施に協力する。
社外	○ 活動したい人への適切な情報提供を行う。 ○ 活動情報の積極的な情報開示と広報を行う。 ○ 事業における進捗や、福祉有償運送やボランティア輸送などの実施に協力する。
行政	○ 市民活動団体の情報開示及び広報活動への協力を 行う。 ○ 公共交通施策の見直しを図るとともに、福祉有償運送やボランティア輸送を実施する事業者の運営支援等を行う。

### 目標3. 地域福祉活動をつなぎ、大きな力に育てよう！

#### ～ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進 ～

##### (1) 若い世代もつなぎ、地域で困りごとを解決するための連携と仕組みづくり

だれもが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するには、市民同士が主体的に関わり合う地域づくりが必要となります。

このため、地域での見守り活動や世代間交流活動などの市民主体の地域福祉活動がより効率的に推進できるように、区や自治会、各種団体、福祉事業者等が連携し、各小学校や区単位などにおける横のつながりを広げる新しい組織(地域たすけあい会議)の設置を進めています。

地域たすけあい会議については、地域に存在する課題を把握でき、主に各小学校や区単位での情報共有ができるような組織とし、各地域に異なる社会資源や活動団体等を生かす形での構成メンバー等の検討を行い、漏れなく全地域での立ち上げがスムーズに行えるように支援します。

また、世代間・団体間の交流を促進し、「ふらっとホーム」「ほっとカフェ」「ふれあい・いきいきサロン」等の各種の「つどいの場」を利用した世代間・団体間の連携事業の実施を支援していきます。

さらに、地域が社会資源を活用し、各地域の課題にきめ細かく対応できるように、課題解決のノウハウの提供や計画に基づく支援をしていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な団体・団体の連携に協力し、だれもがいつでも安心して生活できるために努め、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を見直す。</li> <li>○ 各地域の課題を共有し、地域でできることは地域で解決していく。</li> </ul>
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各地域の課題を的確に把握し、課題解決を行う地域に協力する。</li> </ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域たすけあい会協会の立ち上げ及び運営に対して必要存助言と支援(相談の開催や情報提供、人材育成等)を行う。</li> <li>○ 世代間・団体間の交流及び連携事業実施に対して必要存助言と支援(講師派遣や活動助成金等)を行う。</li> <li>○ 各地域の課題を的確に把握し、課題解決のノウハウの提供を行う。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域たすけあい会協会の各事業に対して、適切な所管部署からの専門的存助言を行う。</li> <li>○ 世代間・団体間の交流及び連携事業実施に関して関係する専門機関との連絡調整を行う。</li> <li>○ 課題解決を行う地域に対して、本計画に基づき支援を行う。</li> </ul>

## (7) 市民交流活動の推進と活動への参加促進

既に、「ぶらっとホーム」「ほっとカフェ」「ぶれいん-いらいきサロン」等の高橋の「つどいの場」では、ボランティアによる講演会や参加者による絵画の展示会、手芸作品の展示会などの様々な催しが開催されています。中には、そうした情報に触れられて自らも新しい想いや活動に取り組むことで、生き甲斐を感じる市民もいます。

また、ボランティア等の市民活動が盛んに暮つことも重要ですが、自分の住んでいる地域以外で行われている「つどいの場」に加え、もろとなる活動を自分の住んでいる地域で取り組んでみるといった交流も行われ、活動の連携や交流事業により、活動の改善や新たな活動をはじめのきっかけにもなります。

そのため、情報共有による新たな活動形態と活動の均等化を図るため、NPOの地域で活動する法人等は、学生ボランティア等の交流を促進し、活動の発展を支援していきます。

また、同時に、福祉事業者の交流の場を確保し、新たな事業展開のきっかけづくりや事業の改善を図るなど、福祉事業者が行う地域福祉事業の発展や支援を行ってまいります。

だれが？	何をやる？
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「つどいの場」や福祉事業者等のイベントに興味を持って参加し、まず知り、体験する。</li> <li>○ 自分の周りに情報発信する。</li> <li>○ 自ら動く、つながっていく。</li> </ul>
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の団体との交流から新たな事業を検討していく。</li> </ul>
市区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「つどいの場」の活性化を図るため、運営者団体の交流機会をつくる。</li> <li>○ 活動の発展と交流事業を行う。また、交流から新たな事業を検討していく。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「つどいの場」運営者や福祉事業者等の連絡調整、協働活動への協力を行い、さらなる地域の自主的な活動の活性化を促していきます。</li> </ul>

## (1) 福祉に関する理解を広げる福祉教育の推進

平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、平成26年4月に施行されます。この法により、行政機関などにおいて、障害のある人への差別的取扱いや合理的配慮の不提供の禁止などが定められたほか、国において基本方針に基づき行政機関の対応要綱や標準値の活用方針を整えていくこととされています。

このように障害をはじめ、介体に関わる当事者や介体者、子育て世帯などにおける生活のしづらさを理解することや、防災・対応の必要法等、日常のあらゆる場面において、地域における様々な福祉に対する理解を促進することによって、だれもが安心して暮らせる社会になっていきます。

そのため、地域福祉に対する理解を深め、だれもが思いやりと助け合う気持ちを持って暮らせる社会をめざすため、高1次計画から推進してきた福祉実践計画などは継続して実施し、地域間やNPOの等が行う福祉実践についても支援していきます。

地域の「つどいの場」においても、専門知識を持った人材を「つどいの場」に招き、権利擁護や介護予防の取組の進みや認知症などの講習や勉強会を行うなど、広く地域福祉に関する取組活動が行われるように支援していきます。

また、虐待、成年後見制度などの権利擁護の理解を深める講座や、人権擁護等の啓発事業などを行っていきます。今後も人権尊重の理解を促進し、差別のない社会をめざすため、人権や虐待防止等、様々な権利擁護に対する啓発事業を継続し、一体的な啓発を行うなど、より効果的な事業実施を推進していきます。

だれが？	何を？
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「つどいの場」や協働事業などのイベントにおいて、他機関に対する理解を深め、連携を促進していく。</li> <li>○ 人権を尊重し、差別のない社会にしていくための行動に努める。</li> </ul>
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「つどいの場」等において、各種福祉施策を実施する。</li> <li>○ 各種権利関係に関する研修を実施する。</li> </ul>
協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「つどいの場」等において、各種福祉施策を実施する。</li> <li>○ 各種権利関係に関する研修を実施する。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種福祉施策に関する情報収集と活動支援を行う。</li> <li>○ 権利関係に関する情報の収集と提供、啓発を行い、各障り関係機関と調整の上、効果的な取組を実施を検討する。</li> </ul>

## 第4章 地域福祉活動計画

### 1 基本的な考え方

本計画の策定及び計画の推進にあたり、次の考え方を基本とします。

- (1) 「地域福祉計画」の基本理念・基本目標を共有した実行計画  
活動計画は、「地域福祉計画」の基本理念・基本目標に基づき、地域で行われる活動を具体的に推進していくための実行計画です。
- (2) 具体的な活動を明確にし、重点事業化

活動計画では、「地域福祉計画」が示す5つの基本目標に基づいた事業を展開しています。具体的に、それが、どの活動について、どのようなことを取り組んでいくのかを、5つの重点事業に整理します。

- ① 市内すべての地域を幅広く活動組織の設置と活動の拡大
- ② 新たな需要層の層や回りごとを捉える人への支援
- ③ 協働による他団体の見守り支援体制の構築
- ④ 地域福祉団体の安定化に向けた情報発信と支援体制の構築
- ⑤ 「つどいの場」の維持発展

各重点事業については、今までに行ってきた座談会やサポーター会議からの意見などをまとめた「現状と課題」を挙げ、地域福祉計画と地域福祉活動計画とのつながりをわかりやすくするために、関連する基本施策を明記し、「それがなぜか?」「何をやるか?」のが具体的な指針としています。

また、事業を推進するためには、「地域福祉計画」の基本目標や基本施策を意図し展開が必要となることから、5つの重点事業も相互に関連しながら進めていくこととなります。

なお、重点事業の中で、事業の推進を行っていく上で、特に重要となる活動に「◎」を記号し、計画の中でも優先的な取り組みを認めています。

※本編の記号については平成27年度行政説明会の名称を記号しています。



## 基本理念

できることからはじめます！

思いやり・助け合い、にっしん幸せまちづくり

## 地域福祉計画

## 目標 1

地域福祉活動を  
拡充しよう！

- (1) 地域の困りごとの相談や情報提供の充実
- (2) 社協の体制の強化
- (3) 防災・防犯と福祉を一体化した地域活動の推進

## 目標 2

地域福祉活動を  
支援しよう！

- (1) 活動の人材育成の推進
- (2) 地域福祉活動の拠点づくりの推進と支援
- (3) 地域福祉団体・事業者による活動の支援

## 目標 3

地域福祉活動をつなぎ、  
大きな力に育てよう！

- (1) 若い世代もつなぎ、地域で困りごとを解決するための連携と仕組みづくり
- (2) 市民交流活動の推進と活動への参加促進
- (3) 福祉に関する理解を広げる福祉教育の推進

## 地域福祉活動計画

## 重点事業 1

市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

## 重点事業 2

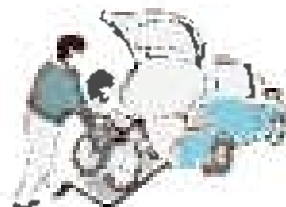
新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

## 重点事業 3

協働による地域の見守り支援体制の充実

## 重点事業 4

地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の再編



## 重点事業 5

「つどいの場」の開設支援



## 【重点事業1】市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

### —現状と課題—

- これまで、計画において、両ヶ所区・栗栖地区の2地区と、白生栗山園・白生栗山・御岳自治会の3地区が小規模活動モデル地区事務として支援を行ってまいりました。
- 地域別に自治組織の支援を図っていくためには、コミュニティ施策や防災・防犯施策などの福祉行政以外の連携強化が必要となります。
- 地域状況に応じて、地域連携活動を実施する協働組織が求められる。区や自治会等の地域に密着した自治組織単位において、協働組織のあり方について課題共有を図っていくことが必要となります。
- 地域の課題は、地域の状況に応じて様々です。そうした課題の解決には、連携が必要となる団体も多種多様となります。また、長期的な支援が必要な場合もあり、地域的にその課題に関わるキーパーソンの育成が必要となります。
- 地域で連携が必要な団体は、他府に適用した他府型コミュニティ(区市自治会等)と活動趣向を共有するテーマ型コミュニティ(NPO等)であり、横断組織の連携調整を図ることによって、より実践的な活動になっていくと考えられます。
- 「わたしのまちの生政治」の意見には、「大まなまちづくりではなく小さなまちづくり」「自治活動の基グループ間のつながりが強いと感じる」「地域の活動の基本である区単位、自治会の活動を当面進めて効果的に絡めづくりをする」「小笠原区の中での交流を深め、生活の質を高める施策」等がありました。

以上の課題を解決していくため、次の活動を展開していきます。

- ①(1) 支援体制の構築 → 地域間の相談窓口を設置します→
- ②(2) わたしの問題はわたしたちの問題 → 地域課題を共有します→
- ③(3) 協働組織の構築 → 地域に根じた協働組織を構築します→
- ④(4) みんなで活動 → 地域の活動組織の運営を支援します→
- ⑤(5) 広がり連携 → 小笠原区単位のネットワークを構築します→

—活動内容—

(1) 支援体制の構築 →地域の相談窓口を設けます←

地域の中で困りごとを抱える人への支援として、地域をつなぎ、その活動が効果的な取り組みとなるよう、地域の垣根を超えた構造的な変革が必要です。小学校区単位で行った「わたしのまちの運営会」の基盤から民衆できた地域特性による課題には差があり、市全体を対象とした活動では解決できないものがあります。そのため、地域においてよりきめ細やかな支援を行うため、次の取り組みを基盤としています。

だれが？	何をやる？
市民・コミュニティ	区や自治会等と連携しながら、市民相互においても相談窓口を周知し、また、自らが地域で困りごとを抱える人を相談窓口につながる活動を行う。
福祉系法人等	各事業所で地域課題に対する理解を高め、所在する地域における経済団体との情報共有や協力体制の構築を行う。また、市民の身近な専門の相談窓口として、可能な相談を受ける。
企業	地域の困りごとへの相談窓口となるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)として「地域たすけあい相談員」を配置し、地域をつなぎ、地域課題を解決していくための支援を行う。
行政(福祉課等・企業市民課)	福祉に関する総合相談窓口を構築し、ワンストップサービスの提供を行う。「地域たすけあい相談員」の配置を支援するとともに、課題を超えた連携体制の構築を行い、虐待等の緊急時の支援や専門的な支援を行う。

【コラム】「地域たすけあい相談員」(CSW)とは…

地域の中には、様々な課題を抱える人がいます。個人で抱える困りごとをみんなであらえて、市民・コミュニティや行政と連携し、解決をめざしていくための相互支援活動を行います。また、個別支援から近かひ上がった課題を共有していく地域支援活動として、自治会や民間団体のみなさんと連携をつなぎ、地域力を大きくしていく専門職です。

◎(7) わたしの問題はわたしたちの問題 ～地域課題を共有します～

「わたしの問題はわたしたちの問題」などをテーマに、個人の抱える問題や地域の抱える問題として共有していく場には、自治体や単位などにおいて、市民参加による話し合いの場が必要です。地域の話し合いの場となる「住民座談会」を開催していくため、次の取組組みを進めていきます。

だれが？	何を？
市民・コミュニティ	地域課題を提起する「住民座談会」に積極的に参加し、地域課題を通じて市民相互の理解を深める。
福祉系法人等	所在する地域における「住民座談会」に積極的に参加し、地域課題を共有する。
社説	自治体単位での希望に応じて「住民座談会」を開催し、地域の課題を整理し、課題解決に向けた活動支援や助言等を行う。
行政(地域福祉課)	「住民座談会」に参加することで、地域課題の顕在化を行い、全市的な課題に対する支援策の検討や地域活動の支援等を行う。

《コラム》 みんなで話して、みんなで話す「住民座談会」とは～

「もう住みかさが〇〇だったらいいのに。」といった、みなさんが話している中で、多かれ少なかれ抱える、ちょっとした悩みごとや悩みごとがあります。これらを同じ地域のみなさんで話してみると、ご近所の方が同じ悩みを抱えているかもしれません。既に解決策を持っている人達や、助け合うために取組んでいる人たちがいるかもしれません。こうした話をつなぐ場、「住民座談会」を地域に受け高い担い手が開催します。

「住民座談会」は、区や自治会の協力を得て開催することで、わたしたちが住んでいるまちの事をみんなで考え、みんなで動き出し、活動が日に見える地まで実施します。

友達づくり・場所づくり、活動づくりなど、これからのキッカケづくりとして、是非、みなさんで話してみませんか。まずは、わたしのまちから、仲間よい「まちづくり」をはじめましょう！

◎(1) 協働組織の設置 →地域に応じた協働組織を設置します→

地域の活動を活性化するため、区や自治会のほか、NPOや小売店など、様々な個人・民間・団体等の多様な連携が必要となります。これらの人をつないでいくためには、地域の状況に応じた協働組織の立ち上げが求められますことから、次の取り組みを進めています。

だれが？	何をやる？
市民・コミュニティ	NPOや事業者などの様々な関係者の特徴や住居を理解し、地域の特徴や状況に応じて既存組織の活用や協働組織の立ち上げなどを「地域たすけあい相談員」と行うとともに、協働組織に対して継続的にサポートする。
福祉系法人等	コミュニティや協働組織等からの要請に応じて、協働組織への参加や広報等の協力を進める。
計画	区や自治会等に対して、「地域たすけあい相談員」が中心となり、地域の協働組織準備会等の企画立案やモデル要綱の作成、設置後の活動支援など、協働組織の設置に向けたコーディネートを行う。
行政(地域福祉課)	市民に広く地域福祉計画の周知を図り、区や自治会などに、協働組織の必要性や役割などについて理解を促す。

《コラム》協働組織とは…

地域福祉の推進を図ることを目的に、自治会長やその経験者、老人クラブ・子ども会・民生委員児童委員などの、地域で活動するボランティアが担い、地域活動を推進するための協賛や活動を行う組織のこと。現在「南ヶ丘福祉まちづくり協議会」や「御岳福祉まちづくりの会」などが立ち上がり、住民主体の福祉活動をみんなで考え、活動しています。様々な人が関わることで、多くの知恵や技術が集まり、地域課題の解決に向けた活動を生み出したり、地域で活動をする人たちを支える役割を担っています。

④ みんなで活動 ～地域の協働組織の運営を支援します～

「住民懇談会」で寄せられた地域課題を他はのみんなで解決していくため、関係機関等による活気の立ち上げや支援の両輪、「つどいの集」づくりなど地域的に課題解決に向けた具体的な運営体制づくりのために、次の取り組みを進めています。

だれが？	何をやる？
市側・コミュニティ	地域課題をみんなで解決するため、関係機関等においてどのような活動が必要か協議し、できることから活動の発力を行う。また、中立的なつどいがりておまひの見守りや手助けなどを行う。
自治体関係人等	地域からの要望に応じて、可能な範囲において課題解決に向けた事業への取組を行う。また、行政等と連携し、課題解決を促せる人の把握や支援を行う。
住民	住民評議会や協議組織の準備段階、定期的な話し合いの場を開設し、市民の自主的な運営の支援を行う。地域課題を解決するために必要な人材の育成をする。
行政（地域福祉課）	必要に応じて生活支援コーディネーターの配置を行い、人材育成等の支援を行う。協議組織の経済的な運営やさまざまな活動の活性化等を支援するために、既存事業の見直しを図りながら、協議組織活動の支援形態について検討する。

【コラム】地域活動って、どうするの

地域に必要な活動を立ち上げていくとき、その活動をお手伝いしたい・みんなの活動してみたいといった、市民からの活動希望の声を集めるために住民評議会のような定期的に声を出せる場が必要となります。

両ヶ丘の里下見守り道は、住民懇談会の中で「近くでマンションの建設があり、トラックが増えて、子どもの登下校が心配」との声を聞いて、できる人ができる事から始めようと、活動がはじまりました。

また、御岳福祉まつりづくりの会でも、早稲の活動に顔を出さない人がいるなら、やうに集会所を利用してみんなの居酒屋をやってはどうかと座談会で話されたことをきっかけに、息遣い料理の輪を振るって会の活動がはじまりました。こんな活動がしてみたいと書いている人たちをつなげて、組織的社交流の輪が広がっています。

(5) 広がる連携 ～小学校区単位のネットワークを構築します～

地域活動を推進するためには、災害時だけでなく、日頃から様々な地域と連携や協働する場が重要です。ひとつの地域だけでは解決できない課題を、小学校区単位に広げることで、協力者や担い手を多く集め、広域の課題解決に向けた取り組みが進むこともあります。こうした連携を進めていくために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をやる？
市民・コミュニティ	主に小学校区単位にて設置する「地域たすけあい会議」に参加し、地域課題の共有化や情報交換を図る。
福祉系法人等	必要に応じて「地域たすけあい会議」「地域たすけあい会議連絡会」に参加し、事業や活動の周知・共有と地域との可能な連携を行う。
企業	広域地域活動の調整機関として、主に小学校区単位に「地域たすけあい会議」を助産する。また、全市域の課題共有や情報交換を行う「地域たすけあい会議連絡会」を助産する。
行政(地域福祉課)	「地域たすけあい会議連絡会」に参加し、全市域的な課題の共有を図り、施策への反映に努める。また、必要に応じて、小学校区単位の「地域たすけあい会議」に参加し、必要な支援・助言等を行う。

【コラム】「地域たすけあい会議」とは？

各小学校区をひとつの団体と考え、団体内における、区や自治会の代表者、民生委員児童委員、老人クラブ役員、子ども会役員、事業所の代表者などで構成される会議を想定しています。(地域によって構成員は異なります)

区や自治会の活動だけでは、解決できないような課題に対して、小学校区単位の既存組織である家庭教育推進委員会や地域合同総合防災訓練の会議などと連携を行うことや、協働組織が必要な地域に対しては調整かけを行い、調整を進めていきます。

## 【重点事業2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

### —現状と課題—

- 生活困窮者や障害者、認知症患者など、何らかの要因により、生活のしづらさを抱える人がいる。そうした人々の家族(以下「当市者等」という。)が生活上の問題や悩みを軽減するためには、権利擁護支援の普及、当市者等への理解促進や社会参加の機会拡大などの支援が必要となります。
- 新たな社会問題のうち、特に注意課題として存在化しやすい問題として、「不登校・ひきこもり」や「発達障害や精神障害」「ワーキングプア」「子どもの貧困」などが挙げられます。
- こうした困難を抱える人の中には、助けの中心に自覚できる人がいなかったり、だれともつながりがなく孤立化していたりする場合もあります。
- 生活困窮者の状況としては、うつ病等の精神疾患や発達障害等によるコミュニケーション障害などにより、日常生活費の管理ができなかったり、仕事が長続きしなかったりする場合があります。
- 「わたしのまちの座談会」の意見には、「認知症の人も安心して暮らせるように」「不登校やひきこもりが多い」「障害者が街に出てこない」「コミュニティフレンドの存在いつでも街でも何もしなくても良質なそばにいるだけの支援者が必要」「顔と顔の見える関係」等がありました。

以上の課題を解決していくため、次の活動を展開していきます。

- ◎11 組織設置 ～相談窓口の設置とネットワークの強化～
- ◎12 意識啓発 ～当市者理解に向けた啓発活動～
- ◎13 交流活動 ～当事者活動の支援～
- ◎14 個別支援 ～社会参加に向けた支援の提供～



—活動内容—

⑥(1) 相模設置 ～相談窓口の設置とネットワークの強化～

当事者等が揃って相談することができ、孤立化しないためには、支援者によるアウトリーチ支援を行うとともに、当事者等が相談した元々の様々な問題を属られ、適切な支援機関につながるような関係機関の連携が必要であるため、次の計画の進めを進めていきます。

だれが？	何をやる？
市役所・コミュニティ	当事者等が、気軽に相談ができるように、地域の図書館等において相談窓口の認知や紹介に努める。
福祉系法人等	福祉に対するネットワークを強化するため、協議会や研修会に積極的に参加し、情報共有を図る。また、事業等に賛同する当事者が困難を認識している場合に、積極的に専門機関等につなげる。
市民	地域福祉に関係する機関や団体等をつなぐネットワークの中心を担うとともに、地域連携の共有化を図っていくため、必要に応じて講座等や交流会等を開催する。
行政(地域福祉課・介護福祉課・子育て支援課・健康課・生活支援課・学校支援課・地域課)	行政組織の横断的な支援を調整し、福祉に関する様々な相談窓口を調整する。また、福祉・教育・医療・障害・保健などの専門分野による横断的な連携体制の構築を進めるための連携が効果的であると判断する。

《コラム》 近畿圏対湖市の取組の紹介

野洲市バーンフル・サポート・サービス・モデル事業は、高齢等生活困窮者や、生活面での不安定さ等から求職活動をはじめられない人を対象に、それぞれ異なるが自治の職域以外の仕事に関心を持って「おせっかい」をやることを地域の取組としていきます。野洲市では、市民生活相談室が中心となり、福祉・教育・医療・保健・労働・入居等の関係機関、社会・民生委員・不特定会社等の関係機関が連携をとり、自立した社会参加をめざして支援を行っています。こうした様々な問題を抱える相談者に対応するため、他府全体の関係機関のネットワークを構築させることをめざす事業が、モデル的に実施されました。「一人ひとり、取りこぼすことのない困難を抱える仕組みづくりの実現」を目標として、安否確認や自己申告、減額支援等の様々な取組が行われています。

◎(7) 意識啓発 ～当事者理解に向けた啓発活動～

発達障害や高次脳機能障害、難病などの障害のある人や何かしらの生活のしづらさを感している人、自傷やひきこもり、孤立死などの課題解決に向けた意識を高めるために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をやる？
市民・コミュニティー	新たな社会問題を積極的に学び、自分たちの問題として関心を持ち続ける。可能な範囲で、新たな社会問題に対する講習会や研修に参加する。
福祉系法人等	事業等に関係する当事者等に、必要は情報提供や周知啓発を行う。必要に応じて講習会や研修に参加する。
社協	市の啓発事業に協力し、新たな社会問題の理解や活動を広げていくため、市民に向けて講習会や研修会を開催する。
行政(地域福祉課)	新たな社会問題について理解を広げるために広報啓発を行うとともに、社協と連携し当事者等の団体の育成支援や当事者の理解や支援に向けた講演会や研修会などを企画する。

《コラム》東海市社協のひきこもり支援

認知域内では、東海市において、支援制度の空白となっている不登校ひきこもり支援事業を検討し、平成21年度から市が常設型相談窓口「ほっとプラザ」を設置し、社協に運営を委託して実施しています。ひきこもり状態や不登校で悩んでいる本人や家族の相談を行うとともに、一人ひとりが自分のペースで、自分を大切にできるような居場所を利用者とともにつくっています。

## (1) 交流活動 ～当事者活動の支援～

当事者等が自立と社会参加を進めていく上で、困難を抱える当事者同士が気軽に交流のできる場は、お互いを支え合い、日常生活の回復や社会性を伸ばすきっかけとなるなど、次の一歩を踏み出すための大変有効な支援となることから、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をやる？
市民・コミュニティ	当事者等が主体的に活動できるように、地域において権利擁護意識の向上を図る。また、当事者等が気軽に立ち回れる居場所づくりについて支援・協力する。
福祉法人等	施設組織等の依頼に応じて、当事者等に対する専門的な支援や専門的見地からの助言等を行う。
社会	当事者等の理解を得ながら、活動場所の提供や自主的な活動組織の立ち上げや居場所の設置・運営等を支援する。また、当事者活動を支援する民間等の育成を行う。
行政(福祉福祉課)	権利擁護や生活支援の拡充を進めるとともに、当事者の活動組織や居場所の設置・運営等に対して、活動場所の提供や必要に合わせた支援、助産等を行う。

### 《コラム》福祉法人福祉ボランティアグループ「すばる」

平成23年度に社協が認定した「福祉法人福祉ボランティア福祉」から有志を募り、平成23年4月からフリースペース「すばる」を運営しています。

ここでの備のある方たちの居場所づくりを行い、お茶を飲みながらゆったりとした時間を過ごす中で、外に出かけることが苦手な人の気持ちや楽になれる「居場所づくり」が数人組まれています。

#### (4) 個別支援 ～社会参加に向けた支援の提供～

当事者等の課題を抱えた人が社会参加した後に、更なる生活の質を高める中で、就労等の生活目標の達成が必要です。当事者等が認識した就労をめざし、自立した社会生活を送れるように様々な支援や生活訓練等を行っていくため、次の取り組みを講じていきます。

役割が？	何をやる？
市民・コミュニティ	当事者等に対する理解を深めるとともに、地域からの見守り活動や必要に応じた生活の支援に協力する。
福祉関係者等	就労移行支援や就労継続支援の手続き等において、障害の種類や状態に応じた支援を行う。また、当事者等の就労準備支援のために可能な協力を行う。
社会	社会参加に向けて、生活福祉資金の貸付など、必要な補助も行う。
行政(地域福祉課)	生活困難者自立相談支援事業を実施し、相談支援体制を構築する。また、中間的就労を目的とした就労準備支援等の可能な支援について検討を行う。

#### 【コラム】生活困難者自立相談支援事業とは…

金融管理がうまくできない、仕事が長続きしないなどの、生活困難者に対する「第2のセーフティネット」が拡充されます。相談者の自立と尊厳の確保や支援を旨とした「相談に支え合う」地域の拠点をめざし実施されます。

自立相談支援事業は、包括的支援体制を築き、民間支援(アウトリーチ)も含めた早期の相談支援を目的とするとともに、生活や就労に関する支援体制を整備し、ワンストップ型の相談窓口として、情報とサービスの拠点として機能していきます。また、住宅確保支援や就労支援等の自立の促進を図るため、必要に応じてその状況に応じた支援を行っていきます。

## 【重点事業3】協働による地域の見守り支援体制の充実

### —現状と課題—

- 防災活動において必ず課題認識される課題は、地域ですべての市民が対象となる「災害時の地域対応」です。南海トラフ地震による被害予測などが出されており、自然災害に対しては国レベルでもえていく必要がありませ
- 防災活動に関しては、市民の中で多量性の連絡も持ちやすく、日々の継続的な支援は難しくても、災害時ということでは支援活動への参加度も近く、協力も得られやすい状況があります。
- 地域においては、いざというときのために認知症高齢者徘徊対策訓練や防災訓練などが行われています。いざというときには、地域の中の多くの個人・民間・団体の協力が必要となります。
- 防災活動には防災以外にも、初級や交通安全、高齢者や子どもたちの見守りなど、地域で様々な見守り活動が求められます。このように、市民が広がる範囲で推進と変わり続けていくための仕組みづくりが必要となります。
- 本市の市民活動支援としては、生涯学習人材育成「まちなかネットワーク」事業や市民自治活動支援の拠点施設である「にぎわい交流館」があります。また、ボランティア支援として社協が運営する「ボランティアセンター」がありますが、連携した取り組みが弱い状況です。
- 「わたしのまちの連絡会」の意見には、「地域民法と見守り対応の総論がある」「昼下り時の公園の対応」「悪徳の存在や危険と警戒」「ぶらっとホームやほっとカフェなど「つどいの場」に出てこられない人が心配ひとこもり、高齢者等」「DV、虐待等の見守り」等があります。

以上の課題を解決していくため、次の活動や展開していきます。

- ①(1) さっかけづくり ～人材育成を兼ねます～
- (2) 協働体制 ～見守り活動を推進し、課題を解決します～
- (3) 見守り強化 ～見守り活動を広げていきます～
- (4) 地域連携強化 ～活動分野を超えた連絡会や交流会を実施します～
- (5) 活動推進 ～市民活動の支援体制の連携を強化します～

—活動内容—

⑧(1) きっかけづくり —人材育成を進めます—

地域の中には様々な課題があります。また、同じ地域で暮らす人が互いを思いやり、それぞれの暮らしの中で支え合い、持ち寄り合う活動が重要となっています。日常生活や様々な活動の中に見守り等の活動の現場を知る、活動を同等的に連携していくために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をやる？
市民・コミュニティ	地域の活動団体の目的を知り、課題共有や連携を図るため、個体のある場や会等に積極的に参加する。
福祉系法人等	地域の見守り活動と積極的に連携を行うとともに、季節に開催する講座会等に積極的に参加する。
社交	見守り活動を行う団体をつなげ、情報を広げることで、見守り活動の豊か化をめざす。見守り活動を行う人材の育成のため、市民活動のきっかけづくりの場である「まらの守り人養成講座」及びボランティアセンターにおいて企画開催する。また、多場面への交流を行う。
行政(地域福祉課)	広域等において「まらの守り人養成講座」等の開庁・行先を図る。また、見守り活動を行うためにも受入支援を行う。

《コラム》市内の様々な見守り活動について

自主防災・防災グループや定款定規見守り等のグループ活動、認知症サポーター・子ども119番のふたなどの個人や企業・団体の活動など、活動の仕方や内容等は様々です。また、日常生活の中の活動が、ちょっと見守りを変えると立派な見守り活動になることも考えられます。昔久山地区では「犬の会」が犬の散歩に併せて、地域の見守り活動を行うなどの取り組みが行われています。

(7) 協力体制 ～見守り活動を啓発し、理解を広げます～

地域において安心して生活していくためには、多くの個人・企業・団体が見守り活動について理解・協力し、それぞれが役割を意識しながら、連携の取り組みに協力することが必要です。また、日常生活の中で偏見の視点を持った発言活動を止らし、駅前・初穂・交通安全・子ども110番・認知症高齢者の認知症相談棟や防災訓練などの活動に多くの人が参加を促すとともに、地域の店舗等に見守り活動への協力を進めため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何を？
市民・コミュニティ	見守り活動を理解し、積極的に参加・活動への参加を促す。
福祉系加入者	認知症理解への取り組みや、認知症見守り支援の研修など、地域において活動する見守り活動に関する事業に協力する。
社友	市民活動者等において、見守り活動の必要性や様々な見守り支援に関する情報提供を行う。
行政(危機管理課・生活安全課・市民活動課・地域づくり課)	様々な見守り活動への理解や協力を呼びかけていくため、必要に応じて啓発を行う。また、見守り活動の経路に必要な支援や助言等を行う。

《コラム》認知症やさしい市ネットにっしん情報配信システム(伊保SOSネットワーク)の構築について

日蓮市では、認知症の方が行方不明になった場合に備え、その行方不明者の認知や利用などを電子メールやファクスメールに送達し、多くの方に協力を呼びかけるシステムを構築しています。

行方不明者の情報発信は、ご家族などからの依頼に応じて、認知症リポーター首長連携センターや福祉関係機関など、あらかじめメールアドレスやファクス番号をご登録いただいた人に対して配信しております。

一人でも多くの協力を呼び、安心な地域づくりをめざしています。

(1) 見守り強化 ～見守り活動を広げていきます～

個別支援が必要な要援者や地域から孤立している世帯などに対し、家族等の糸原を補完して、定期的な戸別訪問や「つどいの場」を活用し、ゆるやかな見守り活動として、見守る人も見守られる人も、お互いが安心できる距離感で活動できるようにするために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をやる？
市街・コミュニティ	地域の活動で知り合った隣近所、本人や家族等の承諾を得た上で、地域や行政機関等との情報共有を行う。また、「つどいの場」等を活用し、ゆるやかな見守り活動を行う。
福祉系法人等	事業に関わる人で、地域で見守り支援が必要世帯に、本人の同意を得た上で、行政や地域の協働推進等につなぐ。見守り活動に協力をする。
社会	見守り活動を広く周知し、活動に対する理解や取り組みの推進に向けた働きを行う。また、地域での戸別訪問等の実施に対して効果等を行う。
行政(高齢福祉課・地域福祉課・健康課)	災害時要援者地域支援制度を周知徹底する。また、必要に応じて、関係機関等による情報共有に助言等を行う。さらに、見守り活動に対する理解を深めるために、啓発活動を行う。

《コラム》見守り情報活動

いざというときには、地域に住む人がお互いのことを知っておくことで、大きな助け合いの力が生まれます。

民生委員児童委員による赤ちゃん訪問や高齢者世帯への定期的な見守り訪問活動のように、戸別訪問を行うには対象者の個人情報に対する適切な取扱いが求められます。日南市災害時要援者地域支援制度には、支援を担当する人が、地域支援系の情報提供に同意することで、地域の見守りの輪を生み出しています。

絡みの中で見守り活動を行うと、見守る側と見守られる側という一方だけの関係になりやすい面もありますが、自立心を損やさないよう、ともに育める関係づくりをのぞき、助けられ上手な人を輩出していくことが大切なのではないでしょうか。



④ 多機種連携 ～活動分野を超えた連絡会や交流会を実施します～

市内で福祉事業を行う事業所が、新たな事業展開のきっかけづくりや事業の無償に的を絞って、児童・障害者・高齢者などの分野を超えた連携の促進を図りたい。また、地域の福祉事業が市民の身近な専門の相談窓口として活動するために、次の取り組みを講じていきます。

だれが？	連携する？
市民・コミュニティ	地域の福祉系法人等に相談をつなげ、相談窓口についての理解を深める。
福祉系法人等	市民の身近な専門の相談窓口として、行政・社会と連携し、見守りの必要な方に対する支援を行う。また、活動分野を超えた連絡会や交流会に参加し、機動的な情報収集や連携を図る。
行政	福祉分野における中間支援組織として、分野を超えた事業所をつないでいくため、必要は情報共有や連携のあり方を探索する連絡会や交流会を開催する。
行政(総合福祉課)	児童・障害者・高齢者などの分野を超えた連携促進の情報を発信することと、連絡会や交流会に参加し、必要に応じた情報提供や支援を行う。 地域の福祉系法人等の相互な相談窓口についての周知や紹介を行う。

【コラム】事業所連携会の役割とは…

行政において福祉系各課の窓口が整備され、福祉分野別の相談窓口の連携構築を行っていますが、地域の福祉系法人等においても、市民の身近な相談窓口となり、行政・社会との連携が求められています。

専門的な相談窓口につながる経路は様々で、高齢者の相談窓口で相談していた家族に障害のある人がいるなど、重要な役割を担える場合も少なくありません。そのため、児童・障害者・高齢者などの分野を超えた事業所間の連携促進を図り、顔の見える関係づくりが重要です。こうした連携体制のもとで、専門分野を生かした相談窓口の構築をめざしていきます。

(5) 活動連携 ～市民活動の支援体制の連携を強化します～

NPO・ボランティア・大学等の民間機関やその学生などの市民活動に区分けはないことから、それぞれの支援事業の客層は必ず異なるが連携できることが必要です。日頃からごわい交差点(市民活動センター)とボランティアセンター等がつながりを持ち、講師交流やデータの共有化に努めていく必要あります。そこで、それぞれの機関や組織が連携や受託することで、得意分野や特長を光輝させるようにするため、次の取組を進めていきます。

だれが?	何をやる?
市民・コミュニティ	市民活動に対する受託のあり方について、社協や行取等と検討を行い、様々な関係機関とのより良い協働体制を築く。
福祉系法人等	事業所の所長を生かし、市民活動に対する理解と協力を促す。
社協	市民活動の充実や市民活動のきっかけづくりとして、各種ボランティア育成講座を開催するなど、ボランティアセンター連携の充実を図る。また、ごわい交差点(市民活動センター)等と定期的な協議の場を創出する。
行取(市民協働課)	関係機関との連携を促し、市民活動をつなげるコーディネーターの機能強化や支援に制づくりを行う。

【コラム】市民活動センターとボランティアセンターの連携

市民活動センターは、活動する市民活動団体をサポートするために「スキルアップ講座」や「社会員が活動推進セミナー」を行い、市民が活動を知り、実践できる場所を創出しています。

また、社協ボランティアセンターは、ボランティアの自発性・自主性・社会性に基いて支援を行い、情報のニーズに応じたボランティア育成講座を企画・実施して人材を育成し、ボランティア(職員)による活動の紹介・紹介を行ってまいります。

両センターが連携して、講師のきょうけつ作りと継続した支援を行うことで、多様な市民活動の推進を促していきます。

## 【重点事業4】地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の再編

### —現状と課題—

- 幅広く市民活動を支援していくため、人材・資金・施設などの情報を一元的に集約し、活動を行う人や希望する人が必要な情報を必要となる人へ手渡せるシステムづくりが必要です。
- ボランティア活動も市民活動の一つであり、市民活動を支援する市区との連携や活動内容の情報共有などボランティアセンターの取り組みが重要になります。
- 持続可能な社会の実現に向けて、最近では企業も社会を構成する一員との観点から、企業の社会的責任(CSR)という考えが用いられています。これは、継続活動が社会へ与える影響に責任を持ち、利害関係者との関係性を重視しながら果たす社会的責任といわれ、より他者社会に配慮した企業活動を行うことが求められています。
- 市民の多様なニーズに対して、様々な市民、市民活動団体、企業、行政等が、それぞれの分野においてそれぞれどのような取り組みができるのかを連携していく必要があります。
- 「わたしのまちの課題」の意見には、「ボランティアを増やすための施策」「学生ボランティアと地域との連携」「資金の不足」「空き家が毎年増えている」「現在市民がやっておられる具体的な事業を伝統し公民を市民協会で継続して行う」「市民に福祉課題を提起して関心を高めることが第一」「交通の便が良くない」「生活情報施設として質物に困っている所もある。「生活圏内でも移動に困ることが多い」等があります。

以上の課題を解決していくため、次の活動等展開していきます。

- ①(1) 人材データベース ～地域の人材を紹介～
- (2) 資金データベース ～助成金等の申請を支援～
- (3) 空きデータベース ～空き家での活動づくりを支援～
- ①(4) 活動支援体制の充実 ～各種情報連携やボランティア協会の育成～

—活動内容—

⑧(1) 人材データベース ～地域の人材を紹介～

市民との協力を進めるため、ボランティアセンターやにぎわい交流館(市民活動センター)などに登録している個人や団体、地域の大学で活動するボランティアサークル等、それぞれの個人や団体がその活動内容や活動地域、活動日時等、様々な活動情報を登録する人材データベースを構築し、その有用な活用方法を検討していくために、次の取り組みを進めていきます。

だれが?	何をやる?
市民・コミュニティ	自分が得意なことや協力できる活動などの情報を人材データベースに登録し、活動機会への働きかけを促し、活動依頼があれば協力する。
福祉系法人等	事業所で協力可能な人材の情報を人材データベースに登録し、活動依頼があれば協力をする。
市民	ボランティアセンターが中核となって、幅広い市民活動の情報を基とした人材データベースを設け、ホームページやSNS(ソーシャルネットワークサービス)を活用した活動情報の提供を行う。
行政(地域・福祉課・市民活動課・生涯学習課)	関係する部署や関係団体に協力を依頼し、人材データベースについて周知啓発を行う。また、人材データベース運営に関する変更を検討する。

【コラム】人材データベースの活用方法

今までは、講師人材の紹介を主とした「まちかどネットワーク」や活動を行っている団体等からニーズを聞き取り、ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動のマッチングを行ってまいりました。活動の担い手として、より幅広く人材の活用を促して、多様な市民活動の促進を図るために、団体組織からの依頼だけでなく、支援を必要とする障害者などの個人からの依頼に対しても対応できるようボランティアセンターの体制強化が求められます。

## (7) 資金データベース ～助成金等の情報を提供～

全国の財団法人等による活動助成事業や行政・社協にて行う協賛・助成事業、ボランティア団体に対する補助助成などがあられます。活動の資金を希望する団体等に対して、助成金等に関する様々な情報を提供していくために、次の取組を進めています。

だれが？	得るもの？
市民・コミュニティ	赤い羽根共同募金や社協会費など、私財を目的とした募金や寄付等に可能な範囲の協力を行う。
福祉系法人等	企業の社会的責任を担う活動として、地域社会への参加や純益、写録等、可能な範囲の協力を行う。
社協	ボランティアセンターにおいて、様々な助成事業等の情報提供を行うとともに、赤い羽根共同募金等の支援を地域福祉活動に活用する。また、社協会費を財源とした地域活動の助成事業を継続して行う。
行政(地域福祉課)	地域活動が安定的に行われるために必要な支援について検討する。

### 【コラム】活動資金データベースの活用方法

日進市には、環境型・計画市民活動補助会や公民協や聖徳学園等の団体など多くの市民自治活動団体この活動事業が実施されています。また、社協では、赤い羽根共同募金配分金を活用した地域活動助成事業として、公民団体に対して、プレゼンテーションによる情報提供があります。この様な市民活動を支援する仕組みをデータベース化することで、新たな活動をはじめたい団体に対して、活動を具体化するための助けになると考えられます。

民間助成団体の情報については、愛知県社会福祉協議会ボランティアセンターのホームページ(<http://archive.jp/yoc-ei.html>)で掲載されています。

(1) 空家データベース ～空家等での拠点づくりを支援～

定期的に地域活動を行うためには拠点の確保が必要である。公共施設も活動拠点のひとつですが、スペースには限りがあることから、地域にある空家等を活用できるように必要な情報をまとめ、地域活動とマッチングしていくための、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をやる？
市民・コミュニティ	空家等の情報提供を行い、利用の希望がある場合に可能な範囲で協力する。
福祉系法人等	施設の空スペース等の情報提供を行い、地域から利用の希望がある場合に可能な範囲で協力する。
社債	管理する施設の利用方法等を見直し、市民活動における利便性の向上を図る。また、地域の施設状況を把握し、地域活動を考案している団体や市民に情報提供を行う。
行政(地域福祉課・都市計画課)	所管者等との連絡調整を行い、空家等に関する情報を集約し、利活用できる空家等の情報を提供するシステムづくりを検討する。また、公共施設の利便性の向上に努める。

《コラム》空家データベースとは…

空家等を活用した施設などを展開するため、市内の空家等の情報を一元管理し、検索・逐次追加・削除などを行う仕組みを指します。

空家等の把握調査などを行うことで空家データベースを構築し、定住人口増加のための誘導・促進や地域活性化及び地域コミュニティの維持につながる施策を行う場として提供可能な空家等の情報を集約していきます。

栗山地区で展開している「暮らしっぴいホーム」が、空家等を利活用した「つどいの場」として地域コミュニティに活用されています。

◎(4) 移動支援体制の充実 ～福祉有償運送やボランティア輸送の育成～

移動に困難を抱える人が地域の様々な活動に参加しやすくなるように、福祉有償運送やボランティア輸送を行うNPOの法人等の創出を支援していくことで、移動に困難を抱える人が地域との交流を図ることができると期待されています。次の取組の組み立てを行っています。

だれが？	何をやる？
市民・コミュニティ	持病可能な地域社会を構築するため、地域のボランティア活動や民間サービスを積極的に利用する。
福祉関係団体	事業における送迎や福祉情報提供、ボランティア輸送などの実施に協力する。
企業	移動に関する活動がしたい人に適切な情報提供を行う。 送迎情報の積極的な提供を行う。 事業における送迎や福祉有償運送やボランティア輸送などの実施に協力する。
行政(福祉課・社会課・生活費相談)	公共交通機関の乗降しを困難とするともに、福祉有償運送やボランティア輸送を実施する事業者の運営を支援を行う。

【コラム】福祉有償運送やボランティア輸送とは…

福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関によっては費用が高額、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが提供できないと認められる場合に、NPOの法人、公営法人、社会福祉法人などが、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定額1人未満の福祉用自動車を利用して会費に対して行うドア・ツー・ドアの団体輸送サービスをいいます。この福祉有償運送を行う場合には、運輸支局長等に届け出る必要があります。

また、ボランティア輸送とは、福祉輸送法における登録又は許可を要しない運送の送迎のことで、主に県民ボランティアや相互扶助による送迎活動やファミリーサポートセンターによる送迎活動などが対象となります。

## 【重点事業5】「つどいの場」の開設支援

### —現状と課題—

- 地域にお住いで、高齢となっても身体的・精神的に健康で自立した生活ができるよう、地域内で互いの顔が見える関係づくりの場として、これまでも様々な「つどいの場」が行われています。
- 「ふれあい・いきいきサロン」は、ボランティアが主体的に運営するが、昼食会や体操教室などの様々な行事を行っています。しかし、スタッフの高齢化や他の地域にサロンを広げていくためには、サロンを支えるボランティア育成が課題となっています。
- 「ほっとカフェ」「ふれっとホーム」は、集会所などを利用した地域の親睦スペースとして、地域の中で交流を図る場を作り出しています。地域に親しんで行事や講座を行うなど、様々な内容の交流事業が行われていますが、活動に対するより適切な支援方法について検討が必要です。
- 本計画の「つどいの場」とは、上記のような地域の「つながり」が生まれる場の手立てを指しています。地域にある様々な居場所が「つどいの場」であり、市民が自分にあった居場所を選び参加することで、地域の中での新たなつながりが生まれます。
- 「わたしのまちの座談会」からの意見として、「市民(自治会等)が他地区からの入居者が多く、地域への根付きが難しい」「地域内の高齢化が進み、市民個々のコミュニケーションが非常に少なくなっている」「世代間の交流や、地域や町内でも交流がなくて困っている」「気軽に利用できるたまり場が欲しい」等があります。

以上の課題を解決していくため、次の活動を展開していきます。

- ◎(1) 出会いの場づくり ～「つどいの場」の開設を支援します～
- ◎(2) まなびの場づくり ～地域課題を共有します～(角島)
- ◎(3) 座談の場づくり ～地域に応じた協働組織を創出し促す～(再選)
- ◎(4) 協働の場づくり ～地域の活動組織の運営を支援します～(角島)
- ◎(5) 継続の場づくり ～運営が継続されるよう支援します～



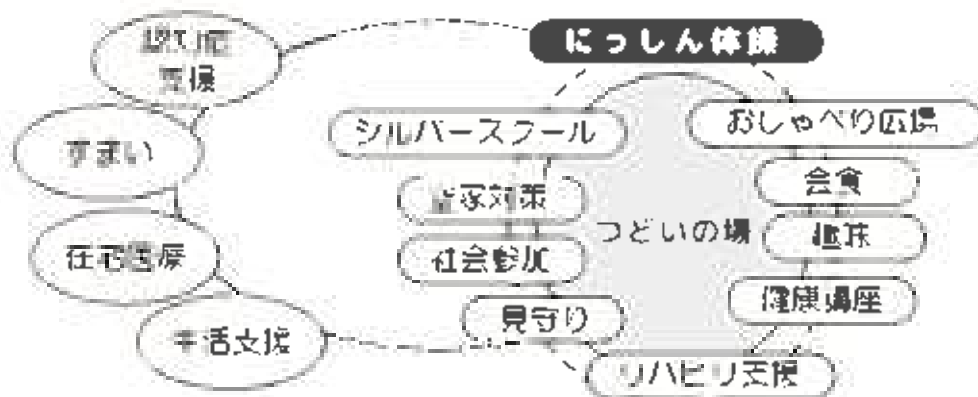
—活動内容—

②(1) 出合いの場づくり ～「つどいの場」の開設を支援します～

「つどいの場」をそれぞれの地域で歩いて行ける範囲に開設し、「つどいの場」を通じて、健康づくりや余暇活動等の多様な場を作ることで、制度や立場などを超えて市民が集まる「つどいの場」づくりを促進していくため、次の取組を進めていきます。

だれが？	何をやる？
市民・コミュニティ	様々な福祉活動に積極的に参加する。 地域の「つどいの場」を立ち上げるため、勉強会に参加するなど可能な協力をを行う。
福祉系法人等	「つどいの場」の目的を理解し、空きスペースの提供や専門的な見地からの助言など、可能な協力をを行う。
市民	「つどいの場」の弊害性を周知啓発する。また、「住民定例会」を活用し、協働組織の開設を希望する地域に対して、開設及び運営の支援や情報提供など、可能な取組を行う。
行政（地域福祉課・健康課）	「つどいの場」が安定的に運営できるよう、財源の確保等の見直しや運営の支援を検討し、広報啓発を行う。また、健康づくりなどをきっかけとした、「つどいの場」づくりを保健センター・社員・生活支援コーディネーター・市民・コミュニティと連携して開始する。

《コラム》にっしん体をきっかけに「つどいの場」づくり  
色々なきっかけが市民の集まる「つどいの場」を生み出していきます。



(7) まなびの場づくり ～地域課題を共有します～(再掲)

「わたしの問題はわたしたちの問題」などをテーマに、個人が抱える問題や地域に存在する問題として共有していくために、自治組織単位などにおいて、市民参加による話し合いの場が必要不可欠。地域の話し合いの場となる「住民座談会」を開催していくための、次の取り組みを講じていきます。

だれが？	何をやる？
市民・コミュニティ	地域課題を提起する「住民座談会」に積極的に参加し、その課題を通じて市民相互の理解を深める。
福祉系法人等	所在する地域における「住民座談会」に積極的に参加し、地域課題を共有する。
社債	自治組織単位での希望に応じて「住民座談会」を開催し、地域の課題を整理し、課題解決に向けた活動支援や助言等を行う。
行政(地域福祉課)	「住民座談会」に参加することで、地域課題の集約を行い、全市的な課題に対する支援策の検討や地域活動の支援等を行う。

【コラム】地域に必要な「つどいの場」とは…

「住民座談会」から、「地域の中で交流する場がない」「顔の見える関係が薄れてきた」という声が多く寄せられました。そうした課題を解決する活動として、地域の集会所や公民館を利用した「ふれあい・いろいろなサロン」や「ほっとカフェ」などを聞いてみてはどうか。参加者は単にお客ではなく、誰か一人ひとりが主催となって自分たちが作る「つどいの場」で、人と会い、話し、笑い、いろいろなプログラムによって楽しい時間を過ごすことができます。また、参加者の輪が広がることでゆるやかな見守り活動にもなり、みんなが話していたことが新たな地域課題の発見につながるかもしれません。

(1) 協働の場づくり ～地域に応じた協働組織を設立します～(再掲)

地域の活動を活性化するために、区や自治会のほか、NPOや事業者など、様々な個人・民間・団体等の参画や連携が必要となり、それらの人々をつなげていくためには、地域の状況に応じた協働組織の立ち上げが求められることから、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をやる？
市民・コミュニティ	NPOや事業者などの様々な関係先の特徴や生活を理解し、地域の特徴や状況に応じて既存組織の活用や新たな組織の立ち上げなどを「地域たすけあい相談員」と行うとともに、協働組織に対して継続的に参画する。
福祉系法人等	コミュニティや協働組織等からの要請に応じて、協働組織への参加や広報等の協力をを行う。
計画	区や自治会等に対して、「地域たすけあい相談員」が中心となり、地域の協働組織準備会等の企画立案やモデル要綱の作成、創設後の活動支援など、協働組織の創設に向けたコーディネートを行う。
行政(地域福祉課)	市民に広く地域福祉計画の周知を図り、区や自治会などに、協働組織の必要性や役割などについて理解を広げる。

【コラム】「つどいの場」開設に向けて～

地域を「つどいの場」を開設する際には、みんなが集まって暮らさう場所・運営する人・必要な備品等の経費が必要になります。これら、開設に向けた「壁」となる条件を、少しでも解消しやすくするためには、継続的な支援が必要となります。

協働組織のみんなで協議することで、自治組織と集会所等の利用や資金援助に関する交渉、回覧板などを活用した入居の募集や資金などの告知活動を効率的に実施することが出来ます。

御話福祉まちづくりの会では、社協からの補助金を活用しながら、地域活動を行う入居者クラブ・子ども会・自治会役員等が費用として協働の場に参加し、お互いの活動を理解する中で、みんなが安心安全なまちづくりを進めています。

④ 協働の場づくり ～地域の協働組織の運営を支援します～(再掲)

「住民懇談会」で寄せられた地域課題を他はのみんなで解決していくため、協働組織等による活気の立ち上げや支援の両面、「つどいの場」づくりなど総合的に課題解決に取り組む運営の場づくりのために、次の取り組みをすすめています。

だれが?	何をやる?
市民・コミュニティ	地域課題をみんなで解決するため、協働組織等においてどの様な活動が必要か協議し、できることから活動の発力を行う。また、知るやかなつながりでお互いの見守りや手助けなどを行う。
自治体関係人等	地域からの要望に応じて、可能な範囲において課題解決に向けた事業への協力をを行う。また、行政等と連携し、課題解決を促せる人の把握や支援を行う。
社会	市民社会や協働組織の準備段階、定期的な話し合いの場を醸成し、市民の自主的な運営の支援を行う。地域課題を解決するために必要な人材の育成を行う。
行政(地域福祉課)	必要に応じて生活支援コーディネーターの配置を行い、人材育成等の支援を行う。協働組織の経済的な運営やさまざまな活動の活性化等を支援するために、既存事業の見直しを図りながら、協働組織活動の支援形態について検討する。

【コラム】地域活動をみんなで作るために～

協働組織を運営する一員として、「つどいの場」への協働者の存在は欠かせません。地域課題を解決する場として、また、地域活動をはじめのための居場所として、「つどいの場」の場づくりは多岐にわたります。このため、自治組織と連携して、「つどいの場」の役割を地域に理解してもらい、地域のみならずその運営を積極的に支援していくことが求められます。役割が多岐に亘るため、役割もが協力できる活動が「つどいの場」でおると言えます。

また、ボランティアセンターの役割として、様々なボランティアニーズに対応するコーディネーターがおります。市民が地域により良い「つどいの場」を運営していけるようになるために、ボランティアセンターによる助成支援や情報発信等を行っています。

(5) 継続の場づくり ～運営が継続されるよう支援します～

だれでも参加できる「つどいの場」は、絶対に顔の見える関係をつくり、互いに支えあえる関係を築きながら、地域づくりを進めたいです。今後も様々な形で「つどいの場」が開かれており、「つどいの場」に決まった形はありません。地域の状況や時代の変化に応じて、形を変えながらも地域で「つどいの場」が継続されるために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何を？
市民・コミュニティ	ときには運営者として、ときには参加者として、様々な形で「つどいの場」に参加する。また、ゆるやかなつながりでお互いの見守りや手助けを行う。
福祉系法人等	生活支援コーディネーターと連携し、地域の「つどいの場」を把握し、必要に応じた協力や支援を行う。
社説	「まちの行方会議」やボランティア・アソシエーションなどにおいて、地域のキーパーソンとなる人材育成を行う。また、社説委員の地域貢献として、「つどいの場」の活動量の向上を促す。
行政(地域福祉課・健康課)	必要に応じた生活支援コーディネーターの配置を行う。「つどいの場」の取り組みなどを把握し、既存の事業を見直しながら、人材育成等の連携支援を行う。さらなる地域の自主的な活動の活性化を図る。

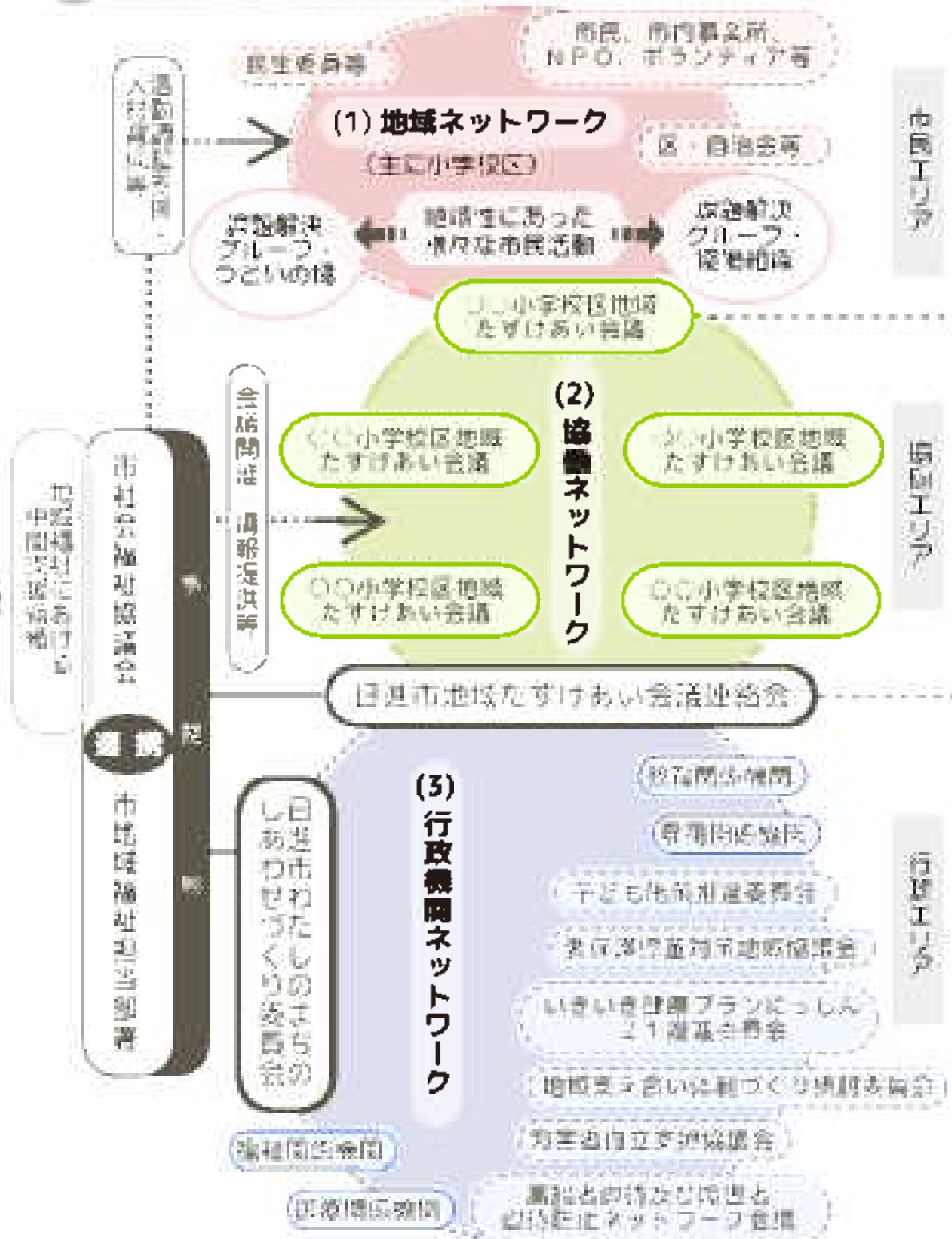
【コラム】「つどいの場」への人材支援

現在も、「つどいの場」には多くの方が関わっており、様々な地域活動につながっています。「つどいの場」で行われる活動は、経済活動による運営チェックや福祉系法人による介助手続・健康づくり、地域関係民間団体による異業種交流などの活動、地域にお住まいの方が講師となって行う講座・創作活動など、様々な支援内容があります。

地域の特徴を生かした「つどいの場」において、必要な人材を育成・派遣できるように仕組みづくりや人材の確保を関係機関と連携して進めたいです。

# 第5章 計画の推進

## 1 今後の推進体制



町民の居場所づくり推進システム

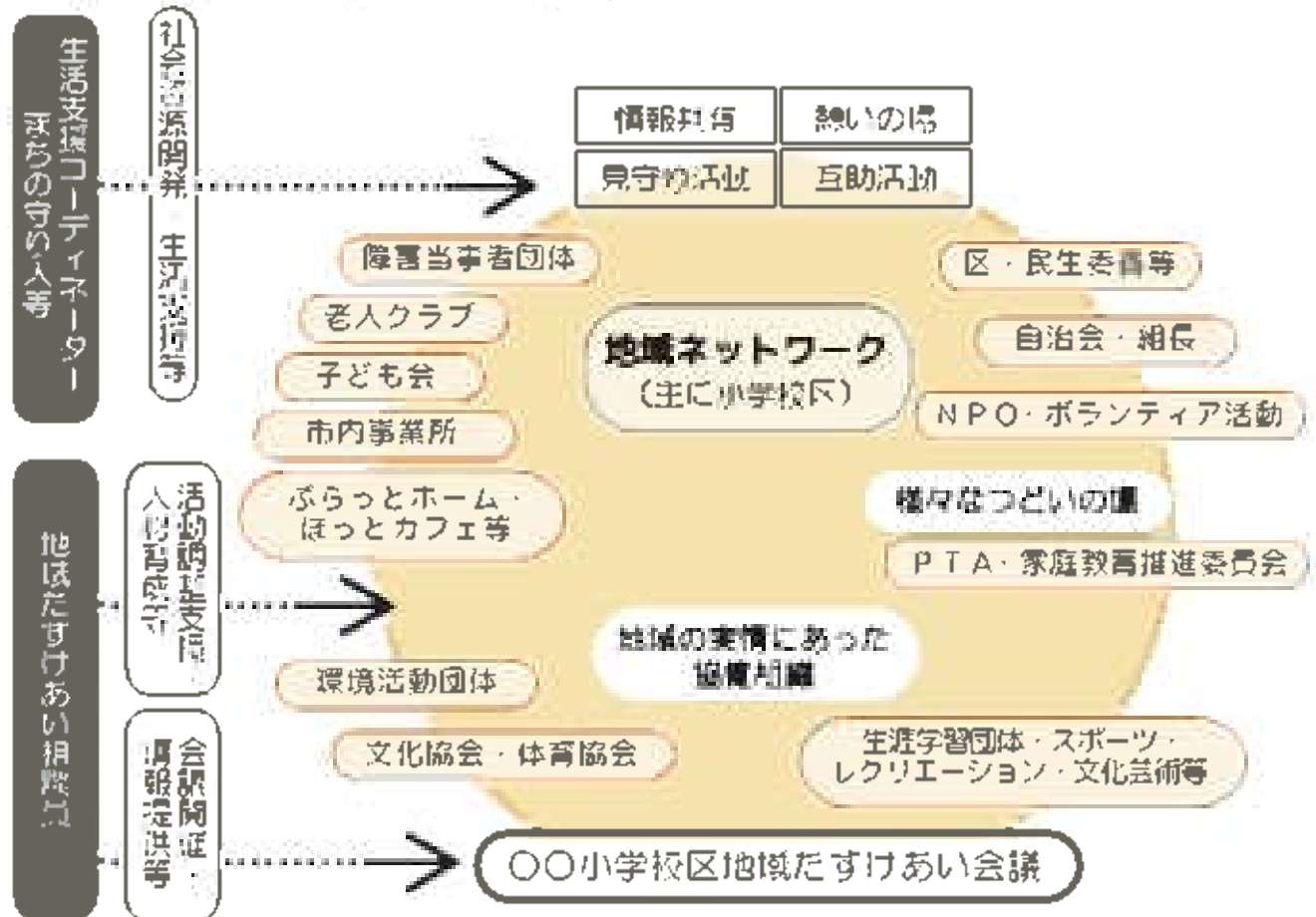
主に小学校区を単位として、地域ネットワークを構築し、地域活動を活性化していくため、社協の支援の下に地域たすけあい会議を設置していきます。

また、地域たすけあい会議の代表者等に構成する連絡会を設け、各地域の取り組みなどを情報共有し、地域課題を整理していきます。

さらに、連絡会による課題や地域福祉に関係する自撮問の課題を協議する機会を設けていくことで、ネットワーク範囲の現状に応じて重要なネットワークの構築を進めていきます。

### (1) 地域ネットワーク(主に小学校区)の役割

- 地域課題の把握(情報の共有化)
- 課題解決グループの調整
- ネットワーク構築(課題解決事例の共有化)
- 権利擁護意識の向上(福祉情報の提供)
- 地域資源の共有化と活動の創出 等



(7) 協働ネットワークの役割

- ニーズ把握(地域課題の集約)
- ネットワーク構築(課題解決手続の単純)
- 財政資源の共有化と整合性の確保
- 研究・勉強会の開催
- 権利保護の啓発(支援の積極向上) 等

(8) 行政機関ネットワークの役割

- 情報交換(情報の共有と共有)
  - ▶ 個別ケア会議の開催(困難ケース対応)
  - ▶ ニーズ把握(若年世帯の情報集約)
- 相互機能(ネットワーク構築・顔の見える関係)
  - ▶ 関係機関・施策との連携
  - ▶ 分野ごとの資源の共有化と整合性の確保
- 開発機能(社会資源の開発・改善)
- 教育機能(関係者の資質向上・研修の場)
- 権利保護機能(困難事例への対応)
- 検証機能(PDCAサイクルの導入) 等



## 2 計画の進捗管理

PDCAサイクルにより計画の進捗管理を毎年実行します。市や状況における地域福祉活動の実施状況について把握し、また、市関係各課や組織において計画の進捗状況を取りまとめ、各小字や地域の状況に詳しい会談等から市民の意見について情報を回ります。それらの結果を踏まえて、「日進市独自のまちのしあわせづくり委員会」において地域福祉施策の推進における助言・提言を受け、取り組みの処置・改善を図っていきます。

また、百年を目標にした地域福祉の中間評価を兼ねた計画の見直しも行っています。

本計画は、行政・民間・福祉の協働にとどまらず、地域福祉を切り口とした日常の社会全体を巻き込んだ計画です。そのため、本計画の進捗においては、主に福祉分野の横計画の進捗状況と整合性をとりながら、社会福祉に関連する活動を包括していくことで、地域包括ケアシステムの構築を図っていきます。



## 評価指標と目標値

【重点事業1】市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

評価指標名	主な関係部署等(担当)	現状値	目標値(15年後)	目標値拡張等
福祉社会福祉センターの設置【新規】	福祉部局、企画部兼理	設置なし	1施設あり	
地域たすけあい相談員の育成【新規】	福祉	0地区	9地区	5年で全9地区あり
地域での空席の再帰促進活動	地域福祉課、福祉	14回	25回	全19区等3年1回以上5年以内
区・自治会等の空席再帰促進の推進	地域福祉課、福祉	2万所※	19万所	5年で全19区区1万所 ※同ヶ所15社またはづくり協賛会、町民福祉まつりづくりの会
生活支援コーディネーターの配置人数【新規】	地域福祉課	0人	8人	5年後までに旧2学区区に1人
地域たすけあい会員の育成【新規】	地域福祉課、福祉	0万所	9万所	5年で全9地区あり

※本表の状況は2017年度は平成27年度行政評価報告書の状況と一致していません。

【重点事業2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

評価指標名	主要 実施部署等	現状値	目標値 (5年後)	目標値後進等
定数(4名)専門職員の新規 ケア実施の件数【新規】	地域福祉課、 介護福祉課、 子育て支援課、 福祉課、 生活支援課、 多機能課、 保健課、 福祉	2件/年	4件/年	
車椅子利用者に関する 多言語通訳【新規】	福祉	0回/年	1回/年	第1回
三重区民生活の気づき	地域福祉課、 福祉	3万冊/年	5万冊	2年1万冊増 ※介護事業のつど いの情報誌寄附の 請求所を設ける、 認知症カフェ
生活支援事業の利用率	地域福祉課、 福祉	50%	75%	年約1%増

【重点事業3】協働による地域の見守り支援体制の充実

評価指標名	主要 実施部署等	現状値	目標値 (5年後)	目標値後進等
見守り活動参加人数	地域福祉課、 福祉	4,155人	5,500人	年約220人増
こども110番登録戸数	学童支援課	545戸	600戸	年約10戸増
認知症高齢者徘徊監視 隊実施回数	地域福祉課	0回/年	2回/年	5年で全9小 学区日週
防災訓練実施回数	危機管理課	2回/年	2回/年	5年で全9町 区日週

評価指標名	主要 関係機関	現状値	目標値 (5年後)	目標達成率
地域の自主防災組織数	危機管理課	32団体	35団体	全19区に設立 (達成あり)
地域の自主防災組織員数	生活安全課	26団体	29団体	全19区に設立 (達成あり)
地域での戸籍会等助成回数	戸籍管理課、 社協	14回	15回	両方
災害に要するボランティア	危機管理課	1,174名	1,370名	年約50人増
高齢者世帯は健康な世帯	地域福祉課	90世帯	1,150世帯	年約50世帯増
民生委員児童委員による お母さん訪問の割合	総務課	98%	100%	対象全戸
住民サービス課活動回数 数【新規】	地域福祉課、 社協	0回/年	2回/年	5年後まで活動 場を増やす
市民活動に関する相談件 数	市民活動課、 社協	51件/年	100件/年	年約10件増
各種市民ボランティア活動 参加者延べ人数	社協	265人/年	300人/年	年約10人増

【重点事業4】地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の両輪

評価指標名	主要 関係機関	現状値	目標値 (5年後)	目標達成率
地域の民生委員の活動 【新規】	地域福祉課、 市民活動課、 民生委員協 会	未実施	実施	
防犯委員の活動の開始 【新規】	地域福祉課、 社協	未実施	実施	

評価指標名	主要 関係部署	現状値	目標値 (5年後)	目標値換算
ふるさと未来のまちづくり(新規)	地域福祉課、 都市計画課、 社協	0件	2件	
福祉教育推進に関する事業	地域福祉課、 社協	1事業	5事業	2年1事業/年

### 【重点事業5】「つどいの場」の開設支援

評価指標名	主要 関係部署	現状値	目標値 (5年後)	目標値換算
つどいの場の開設	地域福祉課、 社協	22カ所	50カ所	平均5カ所/年 3所/とカフェ、 ふらっとホーム、 ふれあい-いごい きサロン
地域での戸別訪問回数	地域福祉課、 社協	14回	95回	目標
公民自治会での交流相談 の設置	地域福祉課、 社協	2カ所	19カ所	目標
生涯支援コーディネータ ーの配置人数【新規】	地域福祉課	0人	5人	目標
各種ボランティア養成課 受講者延人数	社協	235人/年	300人/年	目標

# 資料編

## 1 計画策定の経緯

(1) 日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会の開催日程

	日 時	内 容
第1回	平成26年4月22日	○委員の定数 ○委員会の特徴(運営・役割等)について ○年間スケジュールについて ○これまでの計画の進捗度について
第2回	平成26年10月2日	○プロジェクト会議及びサポーター会議における検討状況について ○計画(草案)について
第3回	平成26年11月6日	○プロジェクト会議及びサポーター会議における検討状況について ○計画(案)について ○パブリックコメントについて
第4回	平成27年2月17日	○パブリックコメントの報告について ○今後の進捗(草案)について ○計画(案)に対する実施意図案(平成27年度)について

(7) 日進市わたしのまちなのサポーター会議の開催日程

	日 程	内 容
第1回	平成26年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2期例会「日進市の観光地選定について、 説明：春日動物園」の予定入りの説明会開催及び</li> <li>○当市では旧社団法人が主催</li> <li>○今後の活動方針について</li> <li>○意見交換</li> </ul>
第2回	平成26年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日進市の観光地選定について知ろう、～そして選定を 評そう！」</li> <li>○上記は旧社団法人主催・観光振興の意向について</li> <li>○これまでの日進の観光地の評価について</li> <li>○「選定を評そう！良いところ、イマイチなところ」</li> </ul>
第3回	平成26年6月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「次選定候補が選ばれている観光地みんなまで開催し よう！」</li> <li>○市内の観光地選定委員候補者とカフェ（費夕）</li> </ul>
	平成26年6月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の観光地選定委員候補者とカフェ、自転車の ぶらっとホーが帰る</li> </ul>
	平成26年6月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の観光地選定委員候補者の家へ集まり</li> <li>○サポーターと市による表裏リレートーク</li> </ul>
第4回	平成26年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新しい選定を促進へ！と、みんな活動を始めてい けばいいかな。」</li> <li>○前回は選定のやりかたを</li> <li>○選定についてテーブルトーク</li> <li>○サポーターと市による表裏リレートーク</li> </ul>
第5回	平成26年8月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「選定のために観光地コトをばらばらに情報に集めて みよう！」</li> <li>○前回は選定のやりかたを</li> <li>○選定についてテーブルトーク</li> <li>○サポーターと市による表裏リレートーク</li> </ul>
第6回	平成26年9月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「多くの人と協働して進めるために」市・市民・市民 の協力体制を築いて、さらに具体的に活動しよう！」</li> <li>○前回は選定のやりかたを</li> <li>○活動策についてテーブルトーク</li> </ul>

第7回	平成26年10月18日	<p>「計画案が完成しました。さあ、目指しているところはないかな。正格・検討しよう！」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○前回の振り返り</li> <li>○計画(案)案についてテーブルトーク</li> </ul>
第8回	平成26年11月25日	<p>「原三さん設計案を原案、説明。」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○前回の振り返り</li> <li>○計画案のチェック</li> </ul>
第9回	平成27年1月31日	<p>「で包ました！にっしん身せまろづくりプラン」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○前回の振り返り</li> <li>○計画へのパブリックコメントについて説明</li> <li>○これから計画を展覧する目的の意見交換</li> <li>○今後の予定と加東福祉フォーラムについて</li> </ul>



(3) プロジェクト会議(庁内検討会議)の開催日程

	日 程	内 容
第1回	平成26年5月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各工種別各「自治中の地域特性について」</li> <li>○第1回自治体(山梨県立大学/国府県立大学/地政所)</li> <li>○上田県立大学/徳川園(県・市・町)からの対応について</li> <li>○これまでの進捗の進捗状況と課題について</li> <li>○プロジェクト委員によるリレートーク</li> </ul>
第2回	平成26年6月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「県民の生活が支えられてみよう」～元々の発案を踏 がけに」</li> <li>○方針策についてテーブルトーク</li> </ul>
第3回	平成26年7月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「面びた顔がみんなキュッとしてるぞぞ！～感 覚を伝へる」</li> <li>○事務局の進捗を報告し、ご報告に答えています。」</li> <li>○方針策についてテーブルトーク</li> </ul>
8月から10月にかけて、毎月1回について同様の進捗と課題に関する会議。		
第4回	平成26年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「計画の可成り進捗しましたが、お気づきで確認を財 政的にします」。</li> <li>○計画進捗の進捗について</li> </ul>

## ② 計画策定委員会等設置要綱

### (1) 日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会設置要綱

平成26年2月25日  
要綱第14号

#### (設則)

第1条 地域社会を構成する市民や団体等が、相互に協力し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参画する機会を与えられ、しあわせな日常生活を営むことができるように、地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の促進を図るため、日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 本法では、地域福祉の推進を図るにあたり、社会福祉法(昭和23年法律第45号)第19条(第1項)の規定により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である社会福祉法人と進捗社会福祉協議会(以下「社協」という。)と協働して実施するものとする。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 日進市が所管する地域福祉計画及び社協が所管する地域福祉活動計画(以下「地域福祉計画等」という。)の規定に関すること
- (2) 地域福祉計画等の事業、施策及び評価に関すること
- (3) その他地域福祉の促進に関すること

#### (組織)

第3条 委員会は、委員15名を以内で組織する。

2 委員長、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学校教育を営む者
- (2) 長寿学習者
- (3) 民生委員児童委員の代表者
- (4) 市民活動関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 社会福祉関係者
- (7) 公営の市民
- (8) その他市長が必要と認める者

3 委員会は必要があるとき、委員以外の者の出席を求めることができる。

第4条 委員会は、必要に応じて地産地消の推進のために必要経費等を設置することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

第1項 委員長は、委員の互選により電気、会務を総理する。

第2項 副委員長は、委員が委員のうちから指名する。

第3項 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

第2項 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の任期期間とする。

(会費)

第7条 委員会は、委員に会費を課する。ただし、初回の会費については市長が認定する。

第2項 委員会の会費は、委員の半額以上の出席がなければ開くことができない。

(秘密の保持)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(罰則)

第9条 委員に対する罰則は、当該年度の予算の範囲内において支給する。

(庶務)

第10条 委員会において、主に地産地消計画に関する業務は協議推進協議が担当し、主に地産地消活動計画に関する業務は行委が処理する。

(広報)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、平成26年3月31日をもって廃止する。

(1) 広島市地産地消計画認定委員会設置要綱(平成16年広島市要綱第16号)

(2) 広島市地産地消計画に係るにっしん支店及び市民会議設置要綱(平成16年広島要綱第30号)

(3) 広島市地産地消推進協議会設置要綱(平成18年広島市要綱第25号)

(4) 広島市地産地消推進協議会設置要綱(平成18年広島市要綱第26号)

3 この条例は、平成29年1月15日から施行する。

## (3) 日進市わたしのまちのサポーター会議設置要綱

平成25年1月20日

要 綱 行 1 号

### (設置及び運営)

第1条 地域福祉の促進を目的として、住民や地域との連携関係構築などと相互協力して推進する「日進市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」)及び日進市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。))の無定数の推進を図るため、日進市わたしのまちのサポーター会議(以下「サポーター会議」という。)を設置し、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置事項)

第2条 サポーター会議の設置事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 比較福祉計画及び活動計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉に関し日進市社会福祉協議会長が特に必要と認めたこと。

### (組織)

第3条 サポーター会議は、専任の9人以内を定めて組織する。

2 次の各号に掲げる者のうちから、日進市社会福祉協議会長が任命する

- (1) 公称した市民
- (2) 協議事項等
- (3) その他日進市社会福祉協議会長が必要と認めるとき

※ サポーター会議には、必要に応じて部会を設けることができるものとする。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定に係る業務が完了するまでとする。

### (専任長及び副専任)

第5条 サポーター会議は、専任長及び2名副専任を置く。

- 1 専任長及び副専任は、委員の互選によって定める。
- 2 専任長は、会議を総括する。
- 3 副専任は、専任長を補佐し、専任長に事故があるとき又は副専任長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 サポーター会議は、専任長が召集し、その議長には専任長を充てる。

- 1 サポーター会議は、専任の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 2 サポーター会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可決回数のときは、議長が決するところになる。
- 3 委員はサポーター会議が円滑に進行するよう協力しなければならない。また、委員はサポーター会議の進行を著しく妨げる行為等が認められる場合は、

---

他の委員全員の同意を得た後、対象者を解任することができる。

(罰則)

第5条 サポーター会議の委員に対する罰則は、会務：罰金額につき300円として計算の範囲内で支給する。

(個人情報の保護)

第6条 サポーター会議の役員は次に関係者であった者は、その職責上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(罰則)

第7条 サポーター会議の役員は、日本赤十字社協議会地域協議会等において活動する。ただし、サポーター会議の運営を前項に行うことができると認められる常員に対し、運営の一環又は業務を委託することができる。

(委嘱)

第8条 この要綱に定めるもののほか、サポーター会議の運営に關し必要な事項については、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日にその効力を失う。

## 計画策定にご協力いただいた委員等

### (1) 日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会

氏 名	兼任する内職	備 考
◎ 谷口 功	総務経理を担う	福山大学 社会学人間関係学助産教授
川口 敬和	広報総務	岡ヶ丘1-信行会館
計 藤子	民生委員・児童委員 代表者	日進市民生・児童委員協議会
鈴村 真由	市民活動区別関係者	日進市老人クラブ連合会会長経験者
山崎 忠雄		日進市ボランティア連絡協議会
高野 万規		赤羽学園東区数育推進委員会
高橋 光雄	教育機関関係者	竹の山小学校長
山口 有加里		愛知政経大学コミュニティ・コラボレーションセンター
○ 井上 宏	社会福祉関係者等	日進市の地域福祉推進センター長
山田 新子		旭東の森前住後見センター長
成田 伊登江		日進子育て支援センター長
加口 孝次	公営の市民	公営市民
加口 絵一	その他市民が必要と 認めらる	日進市わたしのまちのサポーター会副委員長
坂井 美津子		日進市わたしのまちのサポーター会副委員長

◎委員長

○副委員長

(?) 日進市わたしのまちのサポーター会議

氏 名	選任する内訳	備 考
田野 英	公考した市民	
岡 博規		
出原 洋平		
◎ 井口 祐一		
小元 謙次		
吉川 尚雄		
高井 清		
豊田 朋子		
坂原 吉信		
和田 正夫		
塚本 尚文		
○ 長井 美穂子	福祉関係者	NPO 法人リビングサポートちいあいのぼ
松島 弘治		社会福祉法人 ホレボレ
二日 由貴子		NPO 法人ファミリーセッションR1n
竹内 由貴子		NPO 法人じゃんぐるじむ
中島 五郎		デイサービスさくらの家
三川 彰治		小規模多機能型ホーム第2 ちつみ苑
山内 幹雄		社会福祉法人 あかひけろと会

◎ 議員選

○ 職立法議員

(3) プロジェクト会議(庁内検討会議)

氏 名	任 務 担 当
尾中 豊	企画統括官
◎ 石川 雅之	福祉推進官
河村 清成	助産師
高橋 和	医師
◎ 日 野 文	市民生活課
井筒 謙也	生活安全課
尾崎 博	保健課
五柳 真由	健康課
水谷 大介	福祉総務課
○ 田代 雄次	児童課
松井 謙弘	福祉会務
大橋 次博	福祉計画課
小川 和之	福祉総務課
尾崎 浩成	福祉総務課
尾崎 剛 郎	福祉総務課
藤村 豊紀	生活支援課

◎ 企画課 ○ 総務課



## ④ 計画策定に関わる市民からの意見聴取

### (1) 日進市福祉コミュニティ意識調査

対象	市内2,400世帯
期間	平成24年2月10日から平成24年2月20日
実施方法	郵送法によるアンケート調査

### (2) わたしのまちの座談会

対象	市内各小中学校区毎の1名
期間	平成25年10月19日から平成25年12月14日
実施方法	市内9つの各小中学校区毎に各1回の座談会を開催

### (3) パブリックコメント

期間	平成25年12月24日～平成27年1月23日
実施方法	日進市役所窓口、日進市社会福祉協議会窓口及び日進市公式ホームページ等において第2次日進市地域福祉計画（第4次日進市地域福祉活動計画）を公表、その内容に対する意見徴収

## 5 地域福祉に関わる本市の各種データ

### 高齢者の年齢内状況

区分	平成17年	平成22年	平成26年
65～74歳(前期高齢者)人数	6,428	5,300	5,269
75歳～(後期高齢者)人数	4,051	5,445	6,730
合計	10,479	10,745	11,999

資料：住民基本台帳人口・外国人登録人口(各年4月1日現在)

### 介護度・要介護認定者の状況

区分	平成17年	平成22年	平成26年
要介護認定者数	195	550	750
要介護認定者数	1,239	1,337	1,661
合計	1,434	1,887	2,411

資料：高齢福祉課(各年4月1日現在)

### 障害のある人(手帳所持者)の状況

手帳種別	平成17年	平成22年	平成26年
身体障害者手帳所持者数	1,454	1,512	1,838
療育手帳所持者数	305	347	333
知的障害者福祉手帳所持者数	112	355	430
合計	1,871	2,214	2,601

資料：福祉課(各年4月1日現在)

### 子どもの年齢内状況

区分	平成17年	平成22年	平成26年
0～2歳児数(人数)	2,553	2,924	3,112
3～5歳児数(人数)	2,755	2,776	3,055
6～11歳(小学生)人数	5,304	5,570	5,633
12～14歳(中学生)人数	2,932	2,873	2,898
合計	13,544	14,143	14,708

資料：住民基本台帳人口・外国人登録人口(各年4月1日現在)

ボランティアセンター登録数

区分	平成17年	平成22年	平成26年
登録人数	1,887	1,838	1,707
登録団体数	62	50	51

資料：日進市社会福祉協議会(各年4月1日現在)

外国人の状況

区分	平成17年	平成22年	平成26年
外国籍住民の総人数	992	1,218	1,124

資料：住民基本台帳人口・外国人登録人口(各年4月1日現在)

生活保護の状況

区分	平成17年	平成22年	平成26年
被保護世帯数	39	47	39
被保護者人数	50	51	75

資料：福祉課(各年4月1日現在)

就学援助費支給の状況

区分	平成17年	平成22年	平成26年
小学校受給人数	168	379	314
中学校受給人数	140	155	399
合計	308	534	713

資料：教育委員会(各年3月31日現在)

母子・父子世帯の状況

区分	平成17年	平成22年
母子世帯数	236	278
父子世帯数	56	44

資料：国勢調査

児童手帳支給の状況

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年
年間支給人数	412	573	554

資料：児童課各年 3 月 31 日現在

市民福祉の状況

(1) 遺言書(遺言)に関わる相談など)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
年間受付件数	217	292	287

(2) 女性悩みごと相談(離婚、男女別荘など)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
年間受付件数	192	120	96

(3) 相談窓口(日常生活での困りごとや相談への苦情など)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
年間受付件数	14	7	10

(4) 入居者や入居問題、戸籍の生活での悩みごと、悩みごとなど)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
年間受付件数	9	13	6

(5) 消費生活相談(店とのトラブル、消費信託など)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
年間受付件数	50	69	64

資料：各年度の自治行政の記録

成年後見センター相談、高齢者の認知症年々見直し利用、車庫手帳支援、虐待、遺言など)

区分	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末
年間受付件数	149	493	503

資料：高齢福祉課(平成 25 年 10 月開閉)

民生委員児童委員の活動状況

(活動内容は、児童、高齢者、子育て及び高齢者の各種相談、交際など)

平成 17 年度	件 数			
	在宅高齢関係	児童・高齢関係	子育て関係	その他
合計 1,200 件	29 件	81 件	19 件	991 件

	子育て・母子保健関係	126件	非居宅系	4件
	子どもの地域生活関係	119件	生活支援関係	63件
	子どもの教育・学校生活関係	116件	日常的な支援	130件
	生活支援関係	6件	その他	437件
分野別相談・支援件数 合計(再帰)	高齢者に関すること	897件	子どもに関すること	411件
	障害者に関すること	99件	その他	153件
その他活動件数 合計	届出証明事務	496件	訪問・連絡活動	3,659件
	総行委員会参加	2,125件	地域福祉活動等	3,225件

平成33年度	科 目			
内容別相談・支援件数 合計	在宅福祉関係	173件	年金・保険関係	5件
	介護福祉関係	64件	仕事関係	1件
	障児・障害支援関係	34件	家族関係	22件
	子育て・母子保健関係	1,006件	住居関係	14件
	子どもの地域生活関係	192件	生活支援関係	51件
	子どもの教育・学校生活関係	305件	日常的な支援	278件
	生活支援関係	10件	その他	729件
分野別相談・支援件数 合計(再帰)	高齢者に関すること	573件	子どもに関すること	1,431件
	障害者に関すること	55件	その他	440件
その他活動件数 合計	届出証明事務	193件	訪問・連絡活動	1,175件
	総行委員会参加	4,099件	地域福祉活動等	4,375件

平成35年度	科 目			
内容別相談・支援件数 合計	在宅福祉関係	113件	年金・保険関係	2件
	介護福祉関係	41件	仕事関係	2件
	障児・障害支援関係	97件	家族関係	29件
	子育て・母子保健関係	889件	住居関係	15件
	子どもの地域生活関係	243件	生活支援関係	53件
	子どもの教育・学校生活関係	351件	日常的な支援	255件
	生活支援関係	10件	その他	422件
分野別相談・支援件数 合計(再帰)	高齢者に関すること	525件	子どもに関すること	1,353件
	障害者に関すること	51件	その他	322件
その他活動件数 合計	届出証明事務	140件	訪問・連絡活動	1,012件
	総行委員会参加	4,329件	地域福祉活動等	4,841件

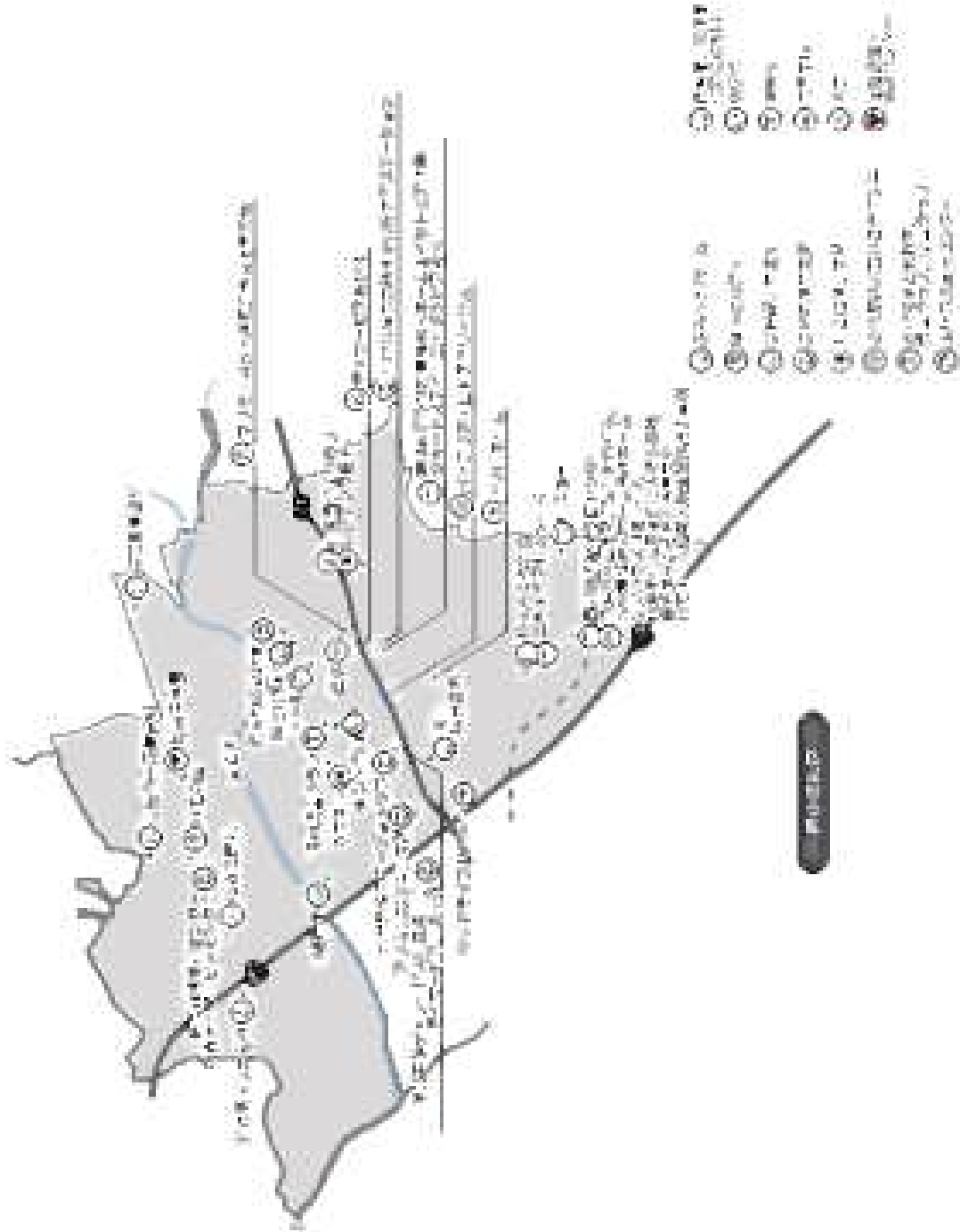
資料：各年度自治行政の実績

市内のNPOの状況

団体名称	主な活動	児童・児童・福祉	社会活動	高齢者	学童・文化・芸術・スポーツ	障がい者	地域文化	入居・平和	国際協力	青少年活動	高齢者活動	国際交流・国際協力	青少年の育成	児童・児童・福祉
サンコムネット		○									○			○
スマイルハウス		○	○											
認知意思ガイドネットワーク								○						
名古屋ハイテラバード協会				○				○						○
日本国字国字情報情報		○			○			○		○				
にっしん市民福祉ネット			○	○	○					○		○		○
ファミリーステーションRin				○					○	○				○
わいわいメディアインク			○	○	○	○		○	○		○			○
なかまの家		○	○	○	○	○				○		○		
赤池サークル会			○	○	○	○	○			○				○
リビングサポートあいあいの家		○		○						○				
水島山市民の家		○	○	○	○	○				○				○
全国福祉理美容師養成協会		○											○	
ゆるやかネットワーク				○							○			○
生物多様性研究会			○		○									
サポート日進			○	○	○	○				○		○	○	○
認知シユタイパー学院			○		○					○				
IIRFRAS		○	○	○	○	○	○		○	○				○
海賊船					○					○				
じゃんぐるじむ		○	○	○				○		○		○		○
尾張東郡成年後見センター		○	○					○					○	○

資料：内閣府による全国NPO法人情報調査報告書(平成26年度)

山口道山地帯社会資源一頁地図(縮小版)作成  
 平成26年12月1日現在



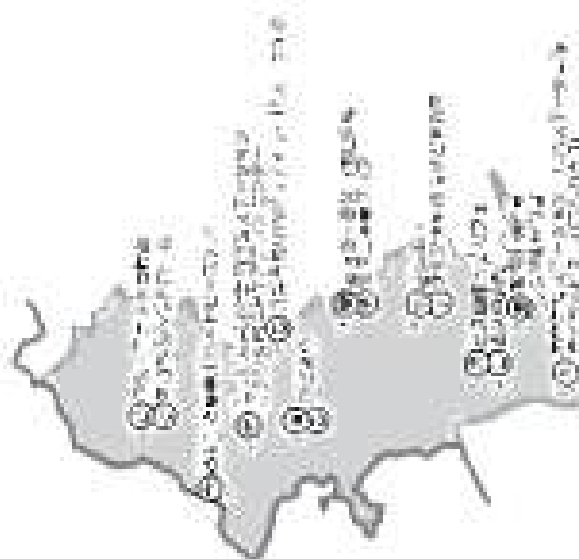




【口邊山地区社会資源一覽地圖(小学校区)】  
 平成26年12月1日現在



【口述山形県社会資源一覧地図(小学校×)】  
平成26年12月1日現在



山形県社会資源一覧地図

- ① 山形市立第一小学校
- ② 山形市立第二小学校
- ③ 山形市立第三小学校
- ④ 山形市立第四小学校
- ⑤ 山形市立第五小学校
- ⑥ 山形市立第六小学校
- ⑦ 山形市立第七小学校
- ⑧ 山形市立第八小学校
- ⑨ 山形市立第九小学校
- ⑩ 山形市立第十小学校



山口道山地区社会资源一覽地圖(现状) (1)

平成26年12月1日現在



【口述山地区社会资源一覽地圖】(小笠原地区)  
 平成26年12月1日現在



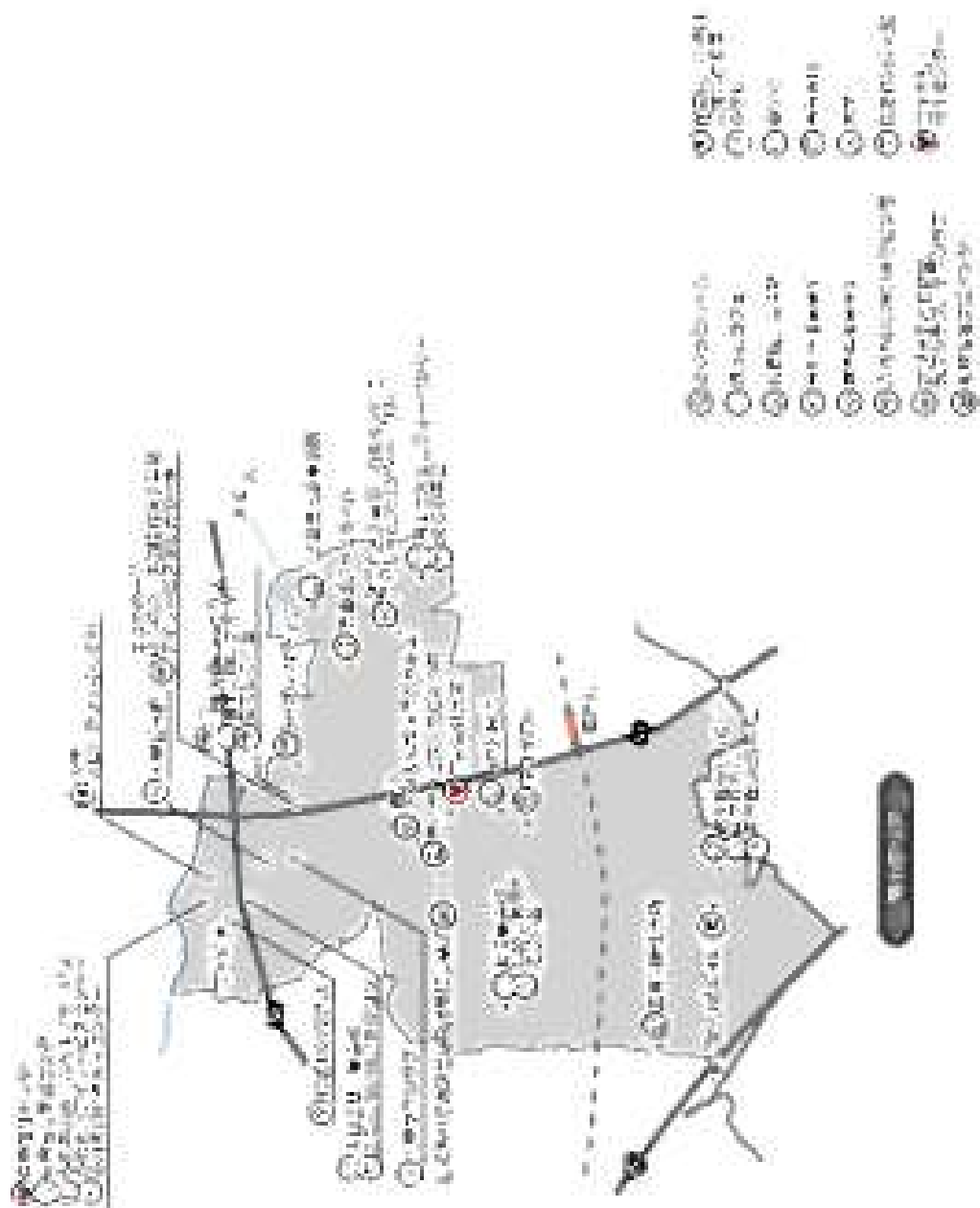
【口遊山地区社会資源一覽地図(小学校区)】  
 平成26年12月1日現在



- ① 公立小学校
- ② 図書館
- ③ 公民館
- ④ 児童館
- ⑤ 公民館
- ⑥ 保健センター
- ⑦ 健康相談センター
- ⑧ 健康相談センター
- ⑨ 健康相談センター
- ⑩ 健康相談センター
- ⑪ 健康相談センター
- ⑫ 健康相談センター
- ⑬ 健康相談センター
- ⑭ 健康相談センター



【口述山地區社會發展—石碇區(小南澳)】  
 原稿於6年12月1日撰述



山口道山地区社会资源一覽地圖(単位:km)  
 平成26年12月1日現在



\*\*\*  
にっしん幸せまちづくりスラン

第2次日進市地域福祉計画  
第4次日進市地域福祉活動計画  
(平成27年度～平成30年度)

発行日：平成27年3月

発行：日進市、〒467-0001 日進市社会福祉協議会

発行所：日進市福祉推進センター

日進市社会福祉協議会

(平成27年度から始まる福祉)

〒467-0001 日進市T256番地

日進市社会福祉協議会

TEL：0561-73-7111(内)

TEL：0561-73-4955

FAX：0561-72-4554

FAX：0561-73-4954

E-Mail：nissin@city.nissin.aichi.jp

E-Mail：nissin@nissin-kyokai.com.jp

